

第2 医療法関係の許可・届出手続

I 許可・届出手続の概要

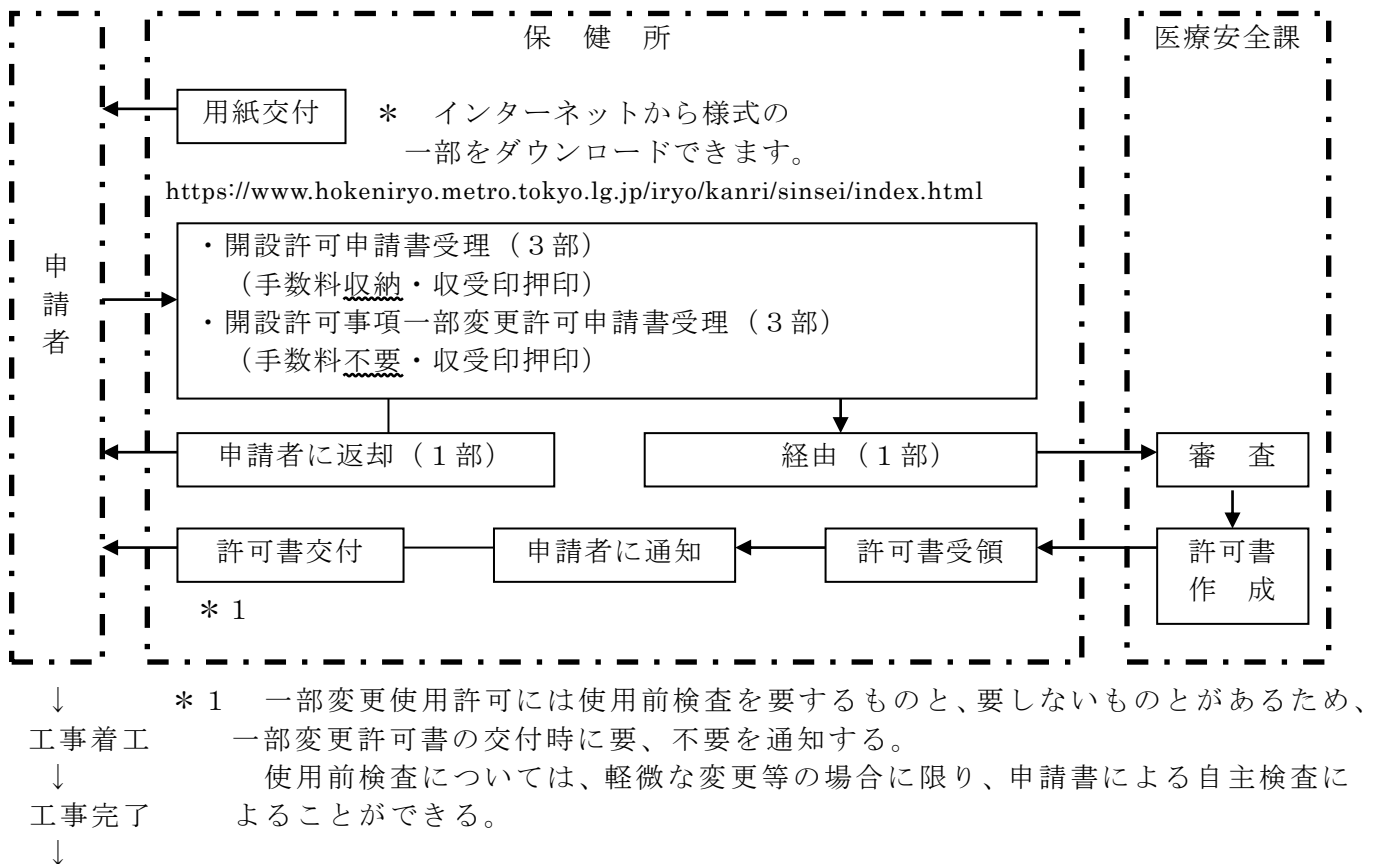
1 許可・届出手続一覧

	事 項	申請・届出の種類	提出時期	様式
1	病院を開設する場合	病院開設許可申請	事前	第 1 号様式の 3
2	開設時に病院の施設を使用する場合	病院使用許可申請	事前	第 20 号様式 (第 21 号様式の 2)
3	病院を開設した場合	病院開設届	開設後 10 日以内	第 6 号様式
4	医師である開設者が病院を他の者に管理させる場合	開設者が他の者を管理者とする許可申請	事前	第 16 号様式
5	管理者が二か所以上の病院、診療所を管理する場合	二箇所（以上）管理許可申請	事前	第 17 号様式
6	病院に宿直医師を置かない場合	病院宿直医師免除承認申請	事前	第 18 号様式
7	専属の薬剤師を置かない場合	専属薬剤師免除許可申請	事前	第 12 号様式
8	次の事項を変更する場合 1 開設の目的、維持の方法 （非医師開設の場合） 2 従業者の定員 3 敷地の面積、平面図 4 建物の構造概要、平面図 5 各科専門の診察室、処置室、手術室、臨床検査施設、エックス線室、調剤所、消毒施設、給食施設、分べん室、新生児の入浴施設の有無及び構造設備の概要 6 療養病床を有する病院については、5 の他機能訓練室、談話室、食堂、浴室の構造設備の概要 7 歯科技工室の構造設備の概要 8 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	病院開設許可事項一部変更許可申請	事前	第 5 号様式

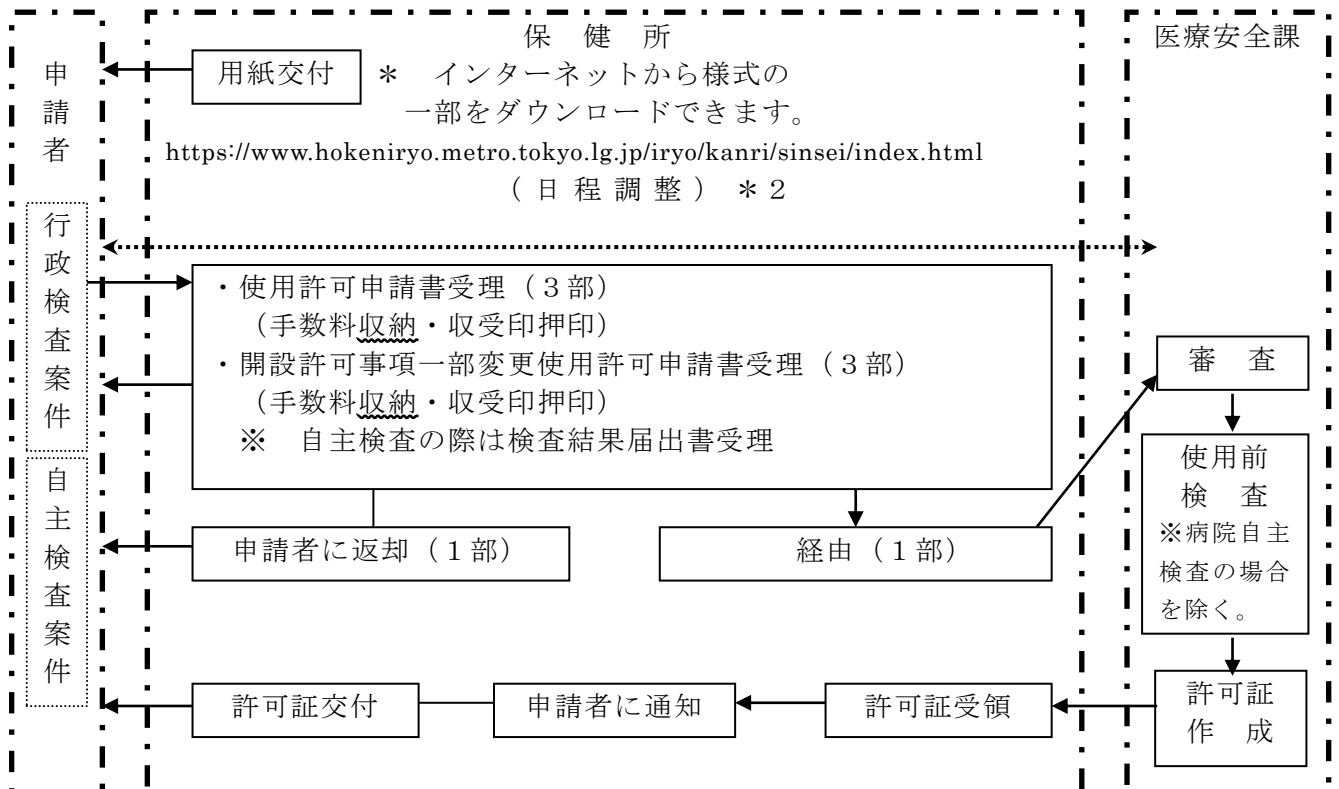
	事 項	申請・届出の種類	提出時期	様式
9	一部変更許可を受けた構造設備を使用する場合	病院開設許可事項一部変更使用許可申請	事前	第 21 号様式 (第 21 号様式の 2)
10	次の事項を変更した場合 1 開設者の住所、氏名（法人名等） 2 名称 3 診療科目 4 医師であるときは開設者が他に開設もしくは管理し、勤務している病院・診療所の状況 5 法人であるときは、定款、寄附行為又は条例 6 汚水排出状況報告書記載事項 7 病室の病床数の減少 ※ 構造設備の変更を伴わないもの（第 21 号様式及び第 21 号様式の 2 と併せて提出）	病院開設許可事項一部変更届	変更後 10 日以内	第 10 号様式
	8 管理者の住所、氏名	病院開設届出事項一部変更届	変更後 10 日以内	
11	病院を休止又は廃止した場合	病院休（廃）止届	休（廃）止後 10 日以内	第 13 号様式
12	病院を再開した場合	病院再開届	再開後 10 日以内	第 14 号様式
13	開設者が死亡し又は失そう宣告を受けた場合	病院開設者死亡（失そう）届	死亡（宣告）後 10 日以内	第 15 号様式

2 許可の事務処理の流れ

(1) 開設許可申請・開設許可事項一部変更許可申請（標準処理期間：25 日）



(2) 使用許可申請・開設許可事項一部変更使用許可申請（標準処理期間：20 日 * 2）



* 2 使用前検査が必要な場合は、別途日程調整に時間を要するので、留意してください

Ⅱ 許可・届出等の申請

1 病院開設許可申請

事 項	病院を開設する場合		
様 式	第 1 号様式の 3		
根拠法令	法 § 7 ①、規則 § 1 の14①・§ 1 の14②、細則 § 3		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	52,000円	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 開設者が医師又は歯科医師であるときは、免許証の写し及び職歴書 2 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書 3 土地及び建物の登記事項証明書、公図 (土地又は建物を賃借する場合は、賃借契約書の写しも添付すること。) 4 敷地の平面図 5 敷地周囲の見取図 6 建物の平面図(縮尺200分の1以上のもの) 7 放射線診療室等の放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図及び側面図。 壁及び鉛の厚さを記入すること。)及び遮へい計算書 *MRI設備については、シミュレーションマップ(漏洩磁場想定図) 8 案内図(最寄り駅又はバス停からのアクセスがわかるもの) 9 公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項の規定による)に汚水を排出する場合は、 別紙「病院開設許可申請書添付書」 10 事前相談結果通知書の写し 11 個人開設の場合は病院開設、運営に係る事業計画書 12 建築確認済証 13 臨床検査施設、給食施設、消毒施設、洗濯施設のうち、外部委託する施設がある場 合は外部委託する業務の標準作業手順書 (注)(1) 免許証は本証の提示のみでもよい。 (2) 平面図は、各室の用途及び有効面積を示し、かつ、各病室の病床数及び病床種 別を示す図面とすること。 (3) 療養病床を有する病院の場合は平面図に朱書等により、申請に係る療養病床を 有する病室及び機能訓練室等の施設が明瞭になるようにすること。		
注意事項	1 新規の開設に当たっては、事前相談の手続が必要になるので、あらかじめ保健医療 局医療政策部医療安全課医務担当に相談すること。 2 申請書には、必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。 3 国若しくは地方公共団体が開設する病院に係る手数料は免除申請により免除される。 〔東京都保健医療局関係手数料条例 § 4〕		

病院開設許

1 病 院 名 称

2 病 院 所 在 地

3 開設者氏名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

4 開設者住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

5 汚水排出方法

(1) 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称		(2) 汚水を排出しようとする場所		(3) 汚水排出方法	
種 類	名 称	排水口の所在地	河川の左右	方 法	排出口の構造

6 汚水排出経路（汚水処理系統を含む。） 別添概要図のとおり。

備 考

- 1 「5 (1)汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称」は、河川（1級河川、2級河川及
- 2 「5 (2)汚水を排出しようとする場所」の「河川の左右」は、河川の排出しようとする場合の右
- 3 「5 (3)汚水排出方法」は、ポンプ排出又は自然排出の別及び排出口の構造の概要（暗渠、コン
- 4 「5 (5)排出しようとする汚水の水質」はそれぞれについて平均的な数値を記入すること。
- 5 「5 (6)排出しようとする汚水の処理の方法」は、活性汚泥法、沈殿法等の汚水処理方法及び浄
- 6 「6 汚水排出経路（汚水処理系統を含む。）」の概要図は、病院及びその周辺の平面図（縮尺 1 /
- 7 「5 汚水排出方法」及び「6 汚水排出経路（汚水処理系統を含む。）」に変更を生じたときは、10

年 月 日

可申請書添付書

電話番号 ()

電話番号 ()

(4) 排出しようとする汚水の量		(5) 排出しようとする汚水の水質			(6) 排出しようとする汚水の処理の方法	
日 量	時 間 量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	浮遊物質	処 理 方 法	処 理 施 設 数 量
m ³	m ³	mg/l	pH	mg/l		
m ³	m ³	mg/l	pH	mg/l		
m ³	m ³	mg/l	pH	mg/l		

びその他の河川の別)、湖沼、港湾、公共溝渠、かんがい用水等の別及びその名称を記入すること。
 岸左岸の別（下流に向かって左右をいう。）を記入すること。
 クリート溝等）を記入すること。

化槽等の処理施設の名称（型式）、数量を記入すること。
 1,000）に、汚水排出施設を含む汚水排出経路の概略を発生箇所から排出口まで朱線で示すこと。
 日以内に「汚水排出変更届」をもって届け出ること。

2 病院使用許可申請

事 項	開設許可を受けた病院の施設を使用する場合		
様 式	第20号様式（自主検査の場合には、第21号様式の2も添付。※下記注意事項3参照）		
根拠法令	法 § 27、規則 § 23、細則 § 20		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3部	提出時期	事前
手 数 料	48,000円 （自主検査の場合 は 6,000円）	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 部分使用許可を申請する場合は、当該部分が明確となる書類 2 医療従事者名簿 3 施設確認箇所一覧（自主検査の場合は不要） 4 1日平均の外来患者数及び外来取扱院内処方箋数の見込数を示す書類		
注意事項	1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印されていること。 2 国若しくは地方公共団体が開設する病院に係る手数料は、免除申請により免除される。 〔東京都保健医療局関係手数料条例 § 4〕 3 開設者の変更に伴い、新規開設となる場合であって、構造設備の変更を生じないときは、自主検査を行うことができる。 自主検査は申請者が行い、検査結果を検査結果届出書（第21号様式の2）に記入し、第20号様式に添付の上申請すること。		

3 病院開設届

事 項	病院を開設した場合		
様 式	第 6 号様式		
根拠法令	令 § 4 の 2 ①、規則 § 3 ①、細則 § 6		
受付窓口	保健所	受理権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	開設後10日以内
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 管理者の免許証の写し及び職歴書 2 診察に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し 3 業務に従事する助産師の免許証の写し ＊ 免許証については、本証の提示のみでもよい。		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。		

4 開設者が他の者を管理者とする許可申請

事 項	医師である開設者が他の者に管理させる場合		
様 式	第16号様式		
根拠法令	法 § 12①ただし書、規則 § 8、細則 § 13		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 管理者にしようとする者の免許証の写し及び職歴書 2 その他許可に当たって参考となる書類 例 医師の診断書、管理者として復帰する意思を有していることを証する書類		
注意事項	1 事前に保健医療局医療政策部医療安全課医務担当に相談すること。 2 開設者が非医師（個人）又は法人の場合、自ら管理者となることができるものではないので、この許可は不要である。 3 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。		

5 二箇所（以上）管理許可申請

事 項	管理者が二箇所以上の病院、診療所を管理する場合		
様 式	第17号様式		
根拠法令	法 § 12②、規則 § 9、細則 § 14		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 免許証の写し及び職歴書 * 免許証については、本証の提示のみでもよい。 2 現に管理している病院、診療所、歯科診療所又は助産所の開設者が他の者であるときは、当該開設者の承諾書 3 その他許可に当たって参考となる書類		
注意事項	1 事前に保健医療局医療政策部医療安全課医務担当に相談すること。 2 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。 3 病院の管理者が他の病院等の管理者を兼ねることは、病院の運営の円滑を欠くことになるので、極めて例外的な場合を除き許可しない。		

6 病院宿直医師免除許可申請

事 項	病院に宿直医師を置かない場合		
様 式	第18号様式		
根拠法令	法 § 16ただし書、規則 § 9の15の2、細則 § 17		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	承認に当たって参考となる書類 (参考) 〔H30/3/22医政13〕 医師の宿直義務の例外規定は、病院が入院患者の急変時に適切な対応がとれるよう、迅速な診療体制確保を求めることを明確化するものであり、介護医療院等を併設する病院の医師が当該介護医療院等の入所者に対し、夜間・休日等の対応を行うことが可能となるよう見直しが行われたものである。		
注意事項	1 事前に保健医療局医療政策部医療安全課医務担当に相談すること。 2 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。		

7 専属薬剤師免除許可申請

事 項	専属の薬剤師を置かない場合		
様 式	第12号様式		
根拠法令	法 § 18ただし書、規則 § 7、細則 § 10		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	許可に当たって参考となる書類 (参考) 〔S24/9/2医収962〕 許可は必ずしも調剤数のみを基準とし得ないと考えられ、その標ぼうする診療科名、調剤数を総合的に勘案して決すべきである。例えば、耳鼻いんこう科、眼科又は整形外科のみを標ぼうする病院等においては、調剤数も比較的少なく、又調剤の内容も比較的単純であるものが多いと考えられるので、かような病院について経済上その他の理由により特に薬剤師を設置することが困難な場合には、法 § 18ただし書による許可を与えることがあり得る。 法 § 18ただし書による許可を与えた場合は、必要に応じ非専属の薬剤師を勤務せしむる。		
注意事項	1 事前に保健医療局医療政策部医療安全課医務担当に相談すること。 2 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、参考となる書類を添付すること。		

8 病院開設許可事項一部変更許可申請

事 項	病院開設許可事項の一部を変更する場合		
様 式	第 5 号様式		
根拠法令	法 § 7 ②、規則 § 1 の14③、細則 § 5		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 病院開設許可申請書に準ずる。 2 療養病床を設けようとする場合には、病床種別ごとの前年度における 1 日平均入院患者数及び平均外来患者数を示す書類 3 次頁以降に掲げる記載例の「変更事項明細書」 ＊ 1 平面図は、現行と許可後の 2 葉を付すこと。 ＊ 2 建物の平面図は、各室の用途及び有効面積を示し、かつ、各病室の病床数及び病床種別を示す図面とすること。 ＊ 3 放射線診療室等を変更しようとする場合（遮へい工事等構造が変更になる場合）は、放射線防護図及び遮へい計算書を、MRI 設備については、シミュレーションマップ（漏洩磁場想定図）を添付すること。 ＊ 4 療養病床を設けようとする場合は、許可後の建物の平面図には、朱書き等により申請に係る療養病床を有する病室及び機能訓練室等の施設が明瞭になるようにすること。ただし、既に療養病床を有する病院については変更のある施設のみで差し支えない。 ＊ 5 新たに増築等を行うに当たり土地の購入及び賃借を行う場合は、権利関係を証明する書類を添付すること。さらに、建物に関する建築確認済書を添付すること。 なお、平面図は、変更する施設と変更しない他の施設との関係を明らかにするために当該フロア全体まで概観できるものとする。		
申請を必要とする事項	次の事項を変更する場合 1 開設の目的、維持の方法（非医師が開設している場合） 2 従業員の定員 3 敷地面積、平面図 4 建物の構造概要、平面図		

	5 法定施設の有無、構造設備の概要（診察室、手術室、処置室、臨床検査室、エックス線装置（追加、種類の変更）、エックス線診療室（遮へい工事等構造が変更になった場合、特別措置病室を使用する場合）、調剤所、給食施設、産婦人科又は産科を有する病院については分べん室及び新生児の入浴施設） 6 療養病床を有する病院については、前項の他、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室の構造設備の概要 7 歯科技工室の構造設備の概要 8 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 （ただし、工事を伴わずに病室内の病床数を減少する場合は、一部変更届及び一部変更使用許可申請で足りる。）
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印の上、必要な書類を添付すること。 2 病院開設許可（届出）事項一部変更届（第10号様式）で届出が必要な変更事項のうち、診療科目の変更については構造設備等の変更を伴う場合が多いので、その場合には本変更許可申請が必要となることに注意すること。 3 記載内容について確認が必要な場合があるため、「変更事項明細書」中に、担当者及び連絡先を必ず記載すること。 4 処理に要する期間は25日であるため、余裕を持って申請すること。

(1) 第5号様式記載例

第5号様式（第5条関係）

（表）

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事

殿

住 所 東京都千代田区西神田〇丁目〇番〇号
開設者 氏 名 医療法人社団 甲野会
理事長 甲 野 乙 郎 ㊞

電話番号 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

ファクシ

ミリ番号 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

病院（診療所、歯科診療所又は助産所）

開設許可事項一部変更許可申請書

病院（診療所、歯科診療所又は助産所）の開設許可事項の一部変更について許可を受けたいので、
医療法第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 名 称	甲 野 病 院
2 所 在 地	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 電話番号03（〇〇〇〇）〇〇〇〇 ファクシミリ番号03（〇〇〇〇）〇〇〇〇
3 開設許可	昭和〇〇年〇月〇日 衛医医許第〇〇〇〇〇〇号
4 変更事項	別紙のとおり
5 変更理由	別紙のとおり

添付書類

- 敷地の平面図
- 建物の平面図（縮尺200分の1以上のもの）
- エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。）
- 療養病床を設けようとする場合には、病床種別ごとの前年度1日の平均入院患者数及び平均外来患者数を示す書類

（日本産業規格A列4番）

変 更 事 項 明 細 書

(甲 野 病 院)

1 変更事項の概要

病院施設の近代化及び医療機能の充実を図るため、老朽化した本館建物を取り壊し、新たに5階建の建物を建築して、既設3階建の別館に接続する。改築にあたり必要な土地を確保するため、隣接地を取得し敷地面積を拡張する。改築工事は、来年4月完成を予定しているが、この間の病院機能及び要件を維持するため、別館の一部を診療部門に一時転用するほか、厨房を仮設の建物に設ける。

なお、改築工事に係る一部変更許可申請は、本館の建物を取り壊した後に行う予定である。

2 敷地面積の変更

現面積 653.42㎡

新面積 853.35㎡ (別図参照)

(住居地域・準防火地域)

売買契約書の写し及び土地の登記事項証明書別添のとおり

3 建物の取り壊し

現木造2階建本館(建) 175.45㎡

(延) 218.32㎡

(別図赤線枠内の部分)

4 増 築

厨房の取り壊しに伴い、仮設の厨房として、敷地の東北部に調理配膳部分を増築する。

内 容	面 積
厨 房	21.5㎡

日本産業規格A列4番によること(以下同じ。)

5 用途変更（室内改装及び壁の新設などの改築を含む。）

階	現 在	変 更 事 項	新 用 途
別 館 1 階	No. 1 1 病室（4床）19.5 m ²	ガラス入壁で仕切り2室に分ける。	調剤所 10.2 m ² 事務室 9.3 m ²
	No. 1 2 病室（4床）19.5 m ²	扉や窓を一部取りはずす。	待合室 19.5 m ²
	No. 1 3 病室（6床）38.4 m ²	室内に仕切りを設ける。 中待合部分を付ける。	内 科 14.0 m ² 診療室 外科 13.0 m ² 中待合 11.4 m ²
	No. 1 5 病室（2床）9.6 m ²	用途変更	医 局 9.6 m ²
	看護師勤務室 6.5 m ²	用途変更	医師宿直室 6.5 m ²
	医 局 22.5 m ²	防護材料、機械設備など 旧X線室から移設する。	エックス線室 16.8 m ² 操作室 3.2 m ² 暗 室 2.5 m ²
	宿直室 12.8 m ²	用途変更	検査室 12.8 m ²
2 階	No. 2 2 病室（5床）23.1 m ²	用途変更	診察室 23.1 m ² （皮膚科、泌尿器科）
	No. 2 3 病室（2床）9.6 m ²	用途変更	処置室 9.6 m ² （皮膚科、泌尿器科）
3 階	看護師休憩室 25.8 m ²	3階の一部にあった看護師休憩室の一部を用途変更する。	No. 3 7 （4床） 病 室 25.8 m ²
	同 上 20.4 m ²		No. 3 8 （3床） 病 室 20.4 m ²
地下 1 階	倉 庫 4.2 m ²	用途変更	消毒室 4.2 m ²

6 構造設備の概要

(1) 診察室

診察室名	面積	処置室 兼用部分
内科	14.0 m ²	4.0 m ²
外科	13.0 m ²	4.0 m ²
皮膚科・ 泌尿器科	23.1 m ²	

(2) 処置室

処置室名	面積
皮膚科・ 泌尿器科	9.6 m ²

(3) 調剤所

面積	採光	外気開放	鍵のかかる 貯蔵設備	冷暗所	給水箇所	備付てんびん
10.2 m ²	2.3 m ²	1.2 m ²	麻薬金庫	冷蔵庫 (120ℓ) による	2 か所	10 mg 1 台 感量 500 mg 1 台

(4) 検査室

名 称	面 積	防火設備	検査器具
臨床 検査室	12.8 m ²	有 消火器	血色素計、顕微 鏡、遠心器、血沈 管台、電気冷蔵 庫、血球、分類計 算機、光電比色計

(5) 消毒室

面積	構造概要	消毒方法 及び設備
地下 1 階 4.2 m ²	コンクリート扉 密閉窓	エチレンオキシド [*] ガス 滅菌器及び 強制脱器装 置 換気扉有

(6) エックス線装置、MRI 装置及び診療室

エ ク ス 線 装 置	固定移動型 の別	用 途	製作者名、型式及び定格出力		
	固定	撮影、透視	〇〇製△△型 150KV 300mA		
診 療 室	室名及び面 積	室内の構造概要	操作室 の面積	暗室	
	エックス線 撮影室 16.8 m ²	天井、床、壁コン クリート 200mm ドア、鉛ガラス、 壁鉛合板 2.0m m鉛等量張り	3.2 m ²	面積	設備
				2.5 m ² (別室)	自動現像機

(7) 病室

棟 別	階 別	病 室 番 号	用 途	一 室 の 病 床 数	一 室 の 床 面 積	一 人 当 た り 床 面 積	一 室 の 採 光 面 積	一 室 の 直 接 外 気 開 放 面 積	天 井 の 高 さ	換 気 の 方 法
別館	3	No.37	一般	床 4	m ² 25.8	m ² 6.45	m ² 4.5	m ² 2.3	m 2.3	自然
〃	3	No.38	一般	床 3	m ² 20.4	m ² 6.80	m ² 3.5	m ² 1.8	m 2.3	自然

(注) 3階に既設病棟があり、階段(避難兼用)が2か所ある。

(8) 調理場

面積	12.3 m ²	冷蔵庫	有 320ℓ
床の構造	コンクリートモルタル	特別調理室	なし
採光通風の 状況	良好 40W×4 20W×3	事務室	4.2 m ²
食器消毒設備	有	食品倉庫又は置場	9.9 m ²
手洗い設備	有	給食関係職員 専用トイレ	有

(9) 配膳室

室面積	食器消毒 設備方法	食器洗浄設備	食器格納設備	温食設備	備 考
9.2 m ²	煮沸	流出	有	なし	

(注) 厨房と既設棟との間に渡り廊下（屋根のみ）を設ける。

7 病床数の変更

変 更 前	20 室 59 床	一般病床
変 更 後	11 室 24 床	

(1) 取壊しによる	減	5 室 19 床	} 差引き 9 室 35 床減
(2) 用途変更による	減	6 室 23 床	
(3) 用途変更による	増	2 室 7 床	

8 完成予定

本工事は、許可あり次第着手する。完成（使用許可申請）の時期は 10 月上旬を予定している。

9 担当者及び連絡先

〇〇課××係 担当△△ 電話番号 03-□□□□-■■■■■
Mail 〇〇〇〇@■■■■■

(3) その他の申請例

ア 従業員の定員（病床数及び外来患者の増減により変更する必要がある場合）
新定員

区 分	医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診療放射線 (X線)技師	臨床(衛生) 検査技師	栄養士	厨 手	事 務 員	歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	臨床工学技士	計 名

イ 手術室を新設した場合

	面 積	構 造 設 備							
		手術台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	清潔な 手洗い 設 備	備考
手術室	45.7 m ²	1 台	タイル	タイル	しっくい	無影灯外	スチーム	有	
準備室	26.5 m ²		タイル	タイル	〃	蛍光灯	〃	〃	

ウ 分べん室を設けた場合

分 べ ん 室	室面積	構造設備	新 入 生 児 浴 施 設	室面積	構造概要
	m ² 12.5	室内タイル張 分 べ ん 台		m ² 6.5	室内浴槽タイル張 湯沸器有

エ 階段廊下を新設する場合
(階段)

建物別 の名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の ある 最上階	避難階 段の数	備 考
	用 途	幅	踊り場 の 幅	け上げ	踏 面	手すりの有無			
診療棟	患者用	m 1.25	m 1.25	cm 18	cm 25.5	有	3 階	4階か ら地上 まで 2箇所	
	職員用	m 1.25	m 1.25	cm 18	cm 25.5	〃			

(廊下)

建物別名称	片側廊下	中 廊 下	建物別名称	片側廊下	中 廊 下
診 療 棟	1.8m	2.1m		m	m

オ その他

看護師勤務室、事務室、医局、院長室、応接室、便所、入浴施設、リネン庫、看護師宿舎等を新設する場合は、それぞれ面積を記入する。

カ 療養病床を設ける場合

(許可病床数)

(床)

	精神	感染症	結核	療養	一般	計
現 行				()		
許可後				()		

(注) 療養病床について経過措置の適用を受けるものがあるときは、() 内にその数を記載すること。

(患者収容予定数並びに入院及び外来患者実績数)

(人／1日)

	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	計
入 院 患者数						
外 来 患者数						

(注) 入院及び外来患者数実績は、過去1年間における1日平均の患者数とすること。

(従業者の現在員及び許可後の定員)

(人)

区 分	医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診療放射線 (X線)技師	臨床(衛生) 検査技師	栄養士	厨 手	事 務 員	歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	臨床工学技士	計
現在数																
許可後の定員																

(機能訓練室・食堂・浴室・談話室)

施設名	床面積		構造概要	設 備 概 要
機 能 訓練室	6 2 m ²		鉄筋コン クリート	(主な器械・器具) 訓練マット、車いす、歩行訓練用階段 昇降式平行棒、トレッドミル
食 堂	9 3 m ²		〃	
浴 室	3 4 m ²		〃	
談話室	専用	室 面 積	2 0 m ²	
		構 造 概 要	鉄筋コンクリート	
	共用	食堂と共用		

(療養病床に係る病室の構造概要)

棟 別	階 別	病 室 番 号	一 室 の 病 床 数	一 室 の 床 面 積	一 人 当 た り 積	一 室 の 採 光 積	一 室 の 直 接 外 気 開 放 面 積	天 井 の 高 さ	換 気 の 方 法	隣 接 す る 廊 下 の 幅	経 過 措 置 適 用
旧館	3	301	床 4	m ² 27.0	m ² 6.75	m ² 4.3	m ² 3.1	m 2.3	自然	m 2.0	有 無
新館	2	203	床 3	m ² 21.9	m ² 7.30	m ² 4.2	m ² 2.9	m 2.3	自然	m 3.0	有 無

エックス線診療室図例

縮尺 1 / 50



表示灯

◇従事者用注意事項



室名表示

◆患者用注意事項

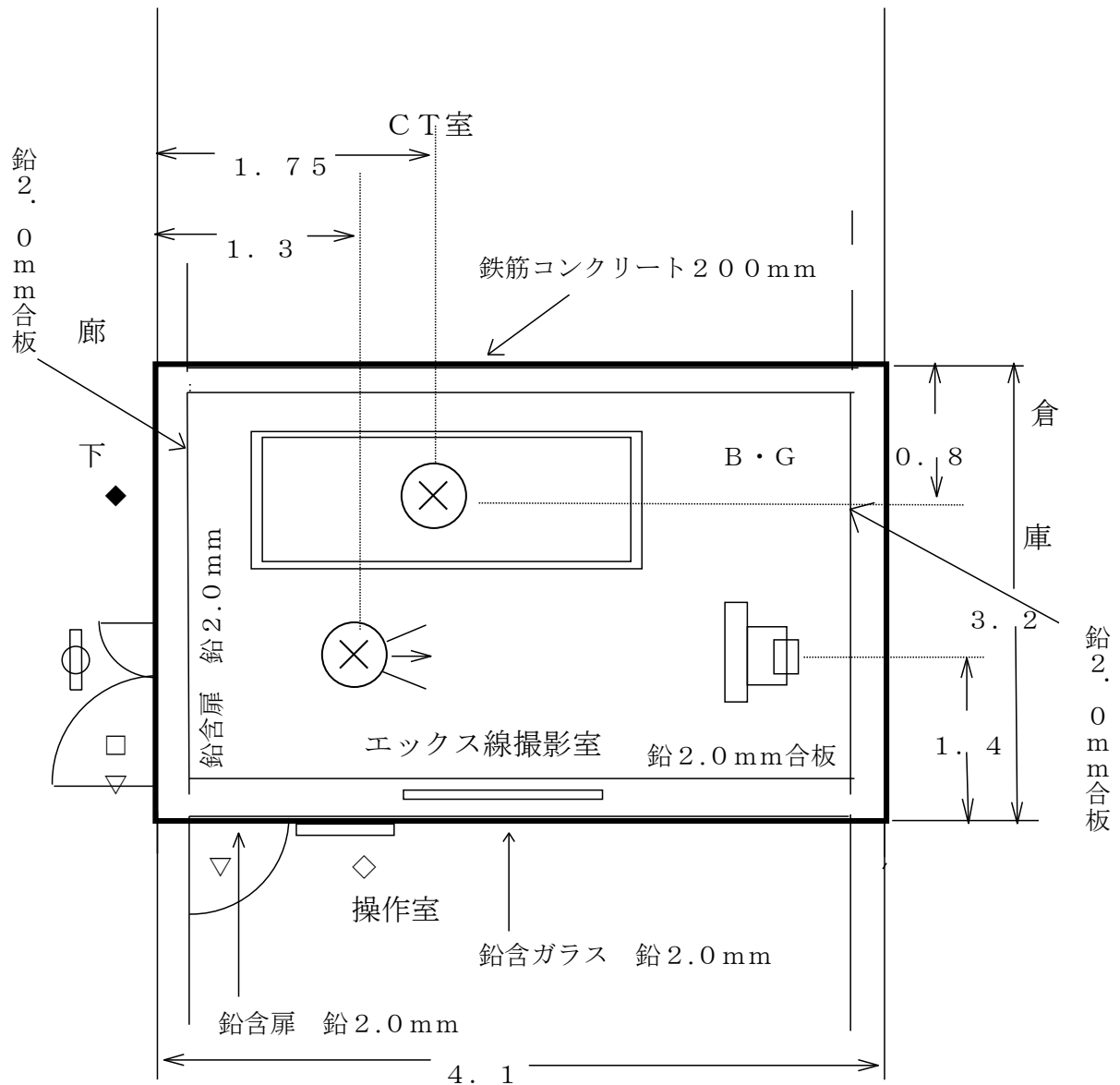


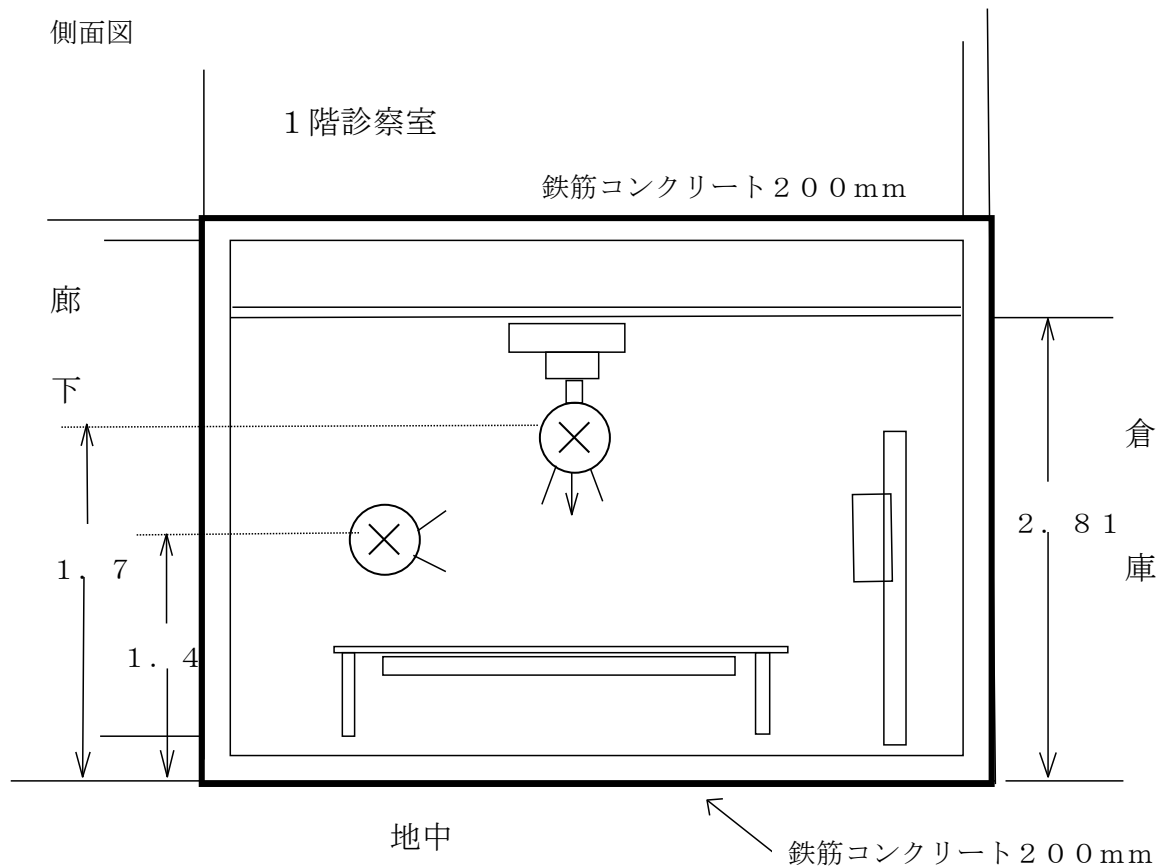
標識 (管理区域)

— 管理区域

平面図

B・G = バックグランド測定位置





医療法人社団 会 病院 装置 (株)	X 線診療室周囲の画壁等	
	CT 室側	200 mm 鉄筋コンクリート
	操作室側	200 mm 鉄筋コンクリート
	倉庫側	200 mm 鉄筋コンクリート
	廊下側	200 mm 鉄筋コンクリート
	天井	200 mm 鉄筋コンクリート
	床	200 mm 鉄筋コンクリート
	出入口	2.0 mm 当量含鉛防護扉
	監視窓	2.0 mm 当量含鉛ガラス (幅=770mm、高さ=570mm)

9 病院開設許可事項一部変更使用許可申請

事 項	一部変更許可を受けた構造設備を使用する場合 (医療法により基準が定められている構造設備に限る。)		
様 式	第21号様式（自主検査の場合には、第21号様式の2も添付。＊下記注意事項3参照）		
根拠法令	法 § 27、規則 § 23、細則 § 20		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3部	提出時期	事前
手 数 料	48,000円 (自主検査の場合 は 6,000円)	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 部分使用許可を申請する場合は、当該部分が明確になる書類 2 病床数の増加、病床種別の変更が生じる場合は、医療従事者名簿、1日平均の 外来患者数、外来取扱院内処方箋数の見込数を示す書類及び医療従事者の1週 間当たりの常勤勤務時間が分かる書類 3 施設確認箇所一覧（自主検査の場合は不要）		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印し、必要な書類を添付すること。 2 国若しくは地方公共団体が開設する病院に係る手数料は、免除申請により免除される。 〔東京都保健医療局関係手数料条例 § 4〕 3 軽微な変更等の場合に限り、使用前検査を自主検査によることができる。 軽微な変更等とは、下記のいずれかに該当する場合である。（別表「使用 前検査対象の構造設備等一覧表」参照のこと。） (1) 病室、手術室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容を 変更する場合 (2) 工事を伴わない病室内の病床数の減少等、法及び規則において規定される 構造設備基準に抵触する可能性がない範囲で変更を行う場合 ＊ 自主検査の場合は、申請者が自ら検査を行い、その検査結果を記入した検 査結果届出書（第21号様式の2）を第21号様式に添付の上申請すること。 なお、工事を伴わずに病室内の病床数を減少する場合は、第10号様式と併 せて提出すること。 4 第21号様式の2の記載例を参照すること。 5 処理に要する期間は20日であるため、余裕を持って申請すること。		

別表 使用前検査対象の構造設備等一覧表

構造設備名	医療法	同法規則	使用前検査	自主検査	届出	備考
各科専門の診察室	21	20(1)	○	○		
手術室	21	20(2)・(3)	○	△		(注2)
処置室	21	20(4)	○	○		
臨床検査室	21	20(6)	○	○		
調剤所	21	16①(14)	○	○		
消毒施設	21	21①(1)、21②(1)	○	○		
給食施設	21	20(9)	○	○		
洗濯施設	21	21①(1)、②(1)	○	○		
分べん室	21		○	○		
新生児の入浴施設	21		○	○		
機能訓練室（療養病床を有する場合）	21	20(11)	○	○		
談話室（療養病床を有する場合）	21	21①(2)、②(2)	○	○		
食堂（療養病床を有する場合）	21	21①(2)、②(3)	○	○		
浴室（療養病床を有する場合）	21	21①(2)、②(4)	○	○		
集中治療室	22	21の5(1)	○	△		(注2)
	22の2	22の5(1)				(注4)
化学、細菌及び病理の検査施設	22	21の5(1)	○	○		
病理解剖室	22	21の5(1)	—	—		検査対象外
研究室	22	—	—	—		検査対象外
講義室	22	—	—	—		検査対象外
図書室	22	—	—	—		検査対象外
救急用又は患者搬送用自動車	22	22	—	—		検査対象外
医薬品情報管理室	22	22	—	—		検査対象外
	22の2	22の4				
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4	○	△		(注2) (注4)
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)	○	○		
放射線に関する構造設備	23	16①(1)、第4章	○	△	○	(注2) (注3)
病室	23	16①(1)、(2)の2、(3)、(4)、(6)、(7)	○	△		(注2)
機械換気設備	23	16①(5)	○	○		
患者の使用する屋内の直通階段	23	16①(8)、(9)	○	○		
避難階段	23	16①(10)	○	○		
患者が使用する廊下	23	16①(11)	○	○		
消毒設備	23	16①(12)	○	○		
歯科技工室	23	16①(13)	○	○		
防火上必要な設備	23	16①(15)	○	○		
消火用の機械又は器具	23	16①(16)	○	○		

注1 根拠条文欄中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、() 囲み数字は号を示す。

注2 自主検査欄中、△印の付されたものについては、構造設備の変更を伴わない場合（診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合を含む。）に限り、自主検査が選択可能となる。

注3 エックス線装置を使用する室であるエックス線診察室については、放射線に関する構造設備として扱われる。

注4 地域医療支援病院又は特定機能病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については、病室として用いられることから、病室としての検査対象に該当する。

医療従事者名簿

施設名：

職種名：（ ） No.

No.	院内役職名	氏名	生年月日	免許		常勤 非常勤	非常勤職員のみに記入			採用年月日	備考
				登録番号	登録年月日		勤務先名称	勤務曜日 勤務時間	1週間あたりの 勤務時間数		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

医療従事者名簿

施設名：東京都病院

職種名：（ 医 師 ） No.

No.	院内役職名	氏名	生年月日	免許		常勤 非常勤	非常勤職員のみ記入			採用年月日	備考
				登録番号	登録年月日		勤務先名称	勤務曜日 勤務時間	1週間あたりの 勤務時間数		
1	院長	〇〇 〇〇	S32. 4. 2	111111	S58. 5. 2	常勤				H8. 4. 1	
2	副院長	△△ △△	S35. 6. 1	222222	S61. 4. 28	常勤				H10. 10. 1	
3		×× ××	S40. 8. 1	333333	H2. 3. 31	非常勤	〇〇病院	火 13:00～17:00	4時間	H15. 4. 1	
4		□□ □□	S58. 12. 2	444444	H20. 4. 14	非常勤	△△クリニック	月・水・金 9:00～17:00	21時間	H20. 4. 1	休憩 1 時間
5		◇◇ ◇◇	S60. 10. 23	555555	H22. 4. 7	非常勤	××診療所	木 13:00～翌9:00	4時間 宿日直16 時間	H22. 4. 1	
6		◎◎ ◎◎	S62. 9. 10	666666	H24. 3. 31	非常勤	なし	月2回 17:00～翌9:00	宿直8時間	H24. 4. 1	
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											

記入例

医療従事者名簿記入要領

- 1 名簿は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士、看護補助者、管理栄養士・栄養士、診療放射線（X線）技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、マッサージ師、臨床工学士、その他（各課（科）各部門助手、給食関係職員、医療ソーシャルワーカー、事務職員等）の職種ごとに作成し、病院が雇用している職員（派遣を含む。）を、記載すること。人ごとにNo.を付記し、職種ごとの人数を明らかにすること。
- 2 資格者については、必ず免許欄に、登録番号・登録年月日・交付者名を記載すること。
免許の書換えがあった者については、登録年月日を確認の上記載すること。名簿作成時点で書換え中の者は、備考欄にその旨記載すること。
- 3 常勤職員とは、原則として就業規則等により病院で定める勤務時間の全てを勤務するものをいう。
雇用形態は常勤であっても、勤務時間が就業規則等病院で定める勤務時間に満たない場合には、非常勤として記載し、常勤換算すること。
- 4 非常勤職員については、現勤務先名・勤務日及び勤務時間・1週当たり勤務時間数を記載すること。
(1) 勤務日及び勤務時間については、当該職員が勤務する曜日・勤務時間帯を記載すること。
例 「月曜 9：00～12：30」「火・金 13：00～17：00」
なお、勤務時間が1ヶ月単位で定められている非常勤職員については、1ヶ月当たりの勤務回数、出勤日における勤務時間帯を記載すること。
例 「月1回 8：45～12：00」「第1・3土 17：00～9：00」
(2) 1週当たり勤務時間数については、当該職員が1週当たりで勤務する実勤務時間（休憩時間を除く）を、記載すること。なお、宿直・日直勤務分については、「宿日直〇〇時間」として、通常勤務分とは別掲で記載すること。
例 日勤7時間・週5日勤務の非常勤職員 → 「35時間」
日勤2時間・週2日勤務、宿直15時間・週2日勤務 → 「4時間・宿日直30時間」
勤務時間が1ヶ月単位で定められている非常勤職員については、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を、1週当たりの勤務時間として記載すること。
例 宿直15時間・月2日勤務の非常勤職員 → $30 \div 4 \rightarrow$ 「宿直7.5時間」
- 5 精神病床を有する病院については、以下に該当する医師、看護師等を明らかにすること。（備考欄に記載）
(1) 精神保健指定医の資格を有する医師
例 「精神指定医」
(2) 精神病床（病棟）を担当する看護師・准看護師、看護補助者については、備考欄に精神病棟勤務である旨を明記すること。
例 「精神病棟」

※ 立入検査当日は、職種ごとに、医療従事者名簿記載者順で、免許証の写し、出勤簿又はタイムカード、雇用契約書等を準備しておくこと。

(1) 第21号様式記載例

第21号様式（第20条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

住 所 東京都千代田区西神田〇丁目〇番〇号

開設者 氏 名 医療法人社団 甲野会

理事長 甲野乙郎 (印)

電 話 番 号 0 3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

ファクシ番号 0 3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

病院(診療所、歯科診療所又は助産所)開設許可
(届出)事項一部変更使用許可申請書

病院(診療所、歯科診療所又は助産所)の開設許可(届出)事項の一部変更について、使用の許可を受けたいので、医療法第27条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	名 称	甲野病院				
2	所 在 地	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 電話番号03(〇〇〇〇)〇〇〇〇ファクシ番号03(〇〇〇〇)〇〇〇〇				
3	開設許可又は届出	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 衛医医許第〇〇〇〇号				
4	管 理 者 氏 名	丙田丁行				
5	診 療 科 目	〇〇科 〇〇科				
6	病床(入所定員)数	〇〇〇床				
7	医 師	〇〇名	臨床(衛生)検査技師	〇名	歯科医師	名
	薬 剤 師	〇名			歯科衛生士	名
	看 護 師	〇〇名	理学療法士	〇名	歯科技工士	名
	准 看 護 師	〇名	作業療法士	〇名	事 務 員	名
	助 産 師	〇名	柔道整復師	〇名	労 務 員	名
	診療放射線(エックス線)技師	〇名	看護補助者	〇名		
	栄 養 士	〇名	ちゅう 厨 手	〇名	計	〇〇名
8	許可を受ける事項	〇〇年〇〇月〇〇日保医医安許第〇〇〇〇号による一部変更許可書(届け書)のとおり				
9	使用開始予定期日	〇〇年〇〇月〇〇日				
10	自主検査によることの申出の有無	有 ・ 無				

第 2 1 号様式の 2 (第20条関係)

(表)

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

開設者 医療法人社団 甲野会
理事長 甲 野 乙 郎 印

検 査 結 果 届 出 書

医療法施行細則第 2 0 条第 2 項の規定により、自ら行つた検査の結果を届け出ます。

1 検査実施者職・氏名	事務長 東 京 太 郎 印		
2 検査実施年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
3 一部変更許可書(届け書)年月日及び同番号	〇〇年〇〇月〇〇日付保医医安許第〇〇〇号		
4 検査実施項目及び 検査結果	検査室 12.8 m ²	図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
	診察室(皮膚科・泌尿器科) 23.1 m ²	図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
	処置室(皮膚科・泌尿器科) 9.6 m ²	図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適合・不適合
		揭示事項	済・未済
		添付書類	済・未済・不要
5 備考			

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏)

(注意事項)

- 1 この届出書は、医療法第27条の結果について、自主検査（検査の対象とする構造設備について、申請者自身が行った検査の結果の届出書を検査する方法による検査）を希望する場合に、使用許可申請書（第20号様式又は第21号様式）に添付してください。

なお、自主検査によることができる項目については、軽微な変更等の場合に限られていますので、事前に確認をお願いします。

（例 病室、手術室又は診療放射線に関する構造設備の変更の場合は不可）

また、一の使用許可申請書に係る変更項目のうち、一部のみを自主検査によることができません。

- 2 「4 検査実施項目及び検査結果」欄には、変更する構造設備ごとに記載してください。

当該欄に掲げた各構造設備について、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 現状が、使用許可申請書（第21号様式）に添付した図面と相違ない。
- ②-1 室の使用目的を変更等する場合に、各室の用途表示を行っている。（医療法施行細則第15条）
- ②-2 院内掲示事項としての「建物の内部に関する案内」に変更を要する場合に、訂正が行われている。（医療法第14条の2、同法施行規則第9条の3・第9条の4）
- ②-3 使用室の構造変更を伴わずにエックス線装置以外の放射線装置のみを変更・追加する場合には、標識類（管理区域・使用中表示・患者注意事項・従事者注意事項）が整備されている。
- ③ 使用許可申請書に係る変更項目で、別途許可等を受けているものについては、内容を確認できる書面を添付してください。

ア 建築基準法による検査済証若しくは確認通知書の副本

イ 消防法による検査結果通知書若しくは消防設備等設置届出書

ウ 医療ガスの保守点検結果報告書

エ 放射線漏洩線量当量測定結果報告書

オ MR I 高周波利用設備の許可

①の項目が満たされている場合には「図面照合」欄の「適合」を、それ以外の場合には「不適合」を、②の項目が満たされている場合には「掲示事項」欄の「済」を、それ以外の場合には「未済」を、③の書類を添付している場合には「添付書類」の欄の「済」を、添付していない場合には「未済」を、添付する必要がない場合には「不要」をそれぞれ○で囲んでください。

「不適合」、「未済」を○で囲んだ場合には、その理由等を「5 備考欄」に記入してください。

なお、記載欄が不足する場合は、複数頁にわたって記入してください。

- 3 病室内病床数の減少等や開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合については、「5 備考欄」に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した」と記載してください。

- 4 使用許可証を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合には、同法第24条による施設の使用制限命令等を受けることになります。検査は慎重に実施してください。

<使用前検査> 【医務担当確認】(例)

病院名

医療法人社団甲野会 甲野病院

施設確認箇所一覧 (担当者用)

検査日 ○○年 ○月 ○日

建物	階	室 名 (病床数)	種別	図面 照合	揭示 事項	主たる確認事項
新棟	2	201病室 (4)				事前に医務担当の 担当者と調整した日程 を御記入ください。
		202病室 (4)				
		203病室 (4)				
		205病室 (4)				
		206病室 (4)				
		207病室 (4)				
		208病室 (1)				
		209病室 (1)				
		手術室				
	1	準備室				今回使用前検査を希望する部屋について、実際に表 示されている名称を御記入ください。病室については 各部屋の病床数についても御記入ください。
		ナースステーション				
		倉庫				
		リネン庫				
		食堂				
		トイレ1				
		トイレ2				
		浴室				
		汚物処理室				
		廊下等				
		診察室1				○ 太い枠線で示した箇所についての み御記入ください。
		診察室2				
		診察室3				
		事務室				
		患者相談室				
		待合室				
		エックス線撮影室				
		エックス線装置操作室				
		栄養科執務室				
		厨房				○ 申請時には、変更後の図面を併せ て添付してください。
		MR I 検査室				
		MR I 検査更衣室				

(その1)

関係書類確認

確認書類の種類	
建築基準法検査済証/確認通知書	
消防法検査結果通知書/消防設備等設置届出書	
医療ガス保守点検結果報告書	
放射線漏洩線量 当量測定結果報告書	
電波法 高周波利用設備許可書 (MR I)	

今回の変更にあたり、別途書類確認が必要な場合、
対象の確認書類に○をつけてください。

10 病院開設許可（届出）事項一部変更届

事 項	病院開設許可（届出）事項中、下記の事項を変更した場合		
様 式	第10号様式		
根拠法令	令 § 4 ①・§ 4 の 2 ②、規則 § 1 の14④、細則 § 8		
受付窓口	保健所	受理権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	変更後10日以内
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
届出を必要とする事項及び留意点	1 許可事項の一部変更で本届出に該当する事項 (1) 開設者の住所及び氏名 ① 法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地（認可書及び定款の添付） ② 法人の代表者の変更については、本届出は不要である。 ③ 医師（歯科医師）であるときは、開設者がほかに開設若しくは管理し又は勤務している病院、診療所の状況 ④ 法人であるときは、定款、寄附行為又は条例 (2) 名称（法人の場合は定款変更の認可書及び変更後の定款を添付すること。） (3) 診療科目 ① 原則として各科専用の診察室を有すること。（特別な事情がある場合は兼用も可能） ② 診療科目の追加に伴い、構造設備の変更を行う場合は、この届出以前に一部変更許可申請（第5号様式）を行うこと。診療科目の廃止に伴い、構造設備の変更を行う場合は、変更許可が出た時点で届出を行うこと。 ③ 麻酔科を標ぼうする場合は、標ぼう許可書の写しを添付すること。 （麻酔科医師を変更した場合も同様の手続きが必要） (4) 汚水排出状況報告書記載事項 (5) 病室の病床数の減少であって、構造設備の変更を伴わないもの（第21号様式及び第21号様式の2と併せて提出すること。） ① 変更前と変更後の平面図（縮尺200分の1以上のもの）を添付すること。 2 届出事項の一部変更で本届出に該当する事項 (1) 管理者の住所、氏名 ① 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し、管理者就任までの職歴書及び役員変更届の写しを添付すること。		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印の上、必要な書類を添付すること。 2 記載内容について確認が必要な場合があるため、担当者及び連絡先を記載した書類（名刺等）を添付すること。		

11 病院休（廃）止届

事 項	病院を休止又は廃止した場合		
様 式	第13号様式		
根拠法令	法 § 8 の 2 ・ § 9 ①、細則 § 11 ①		
受付窓口	保健所	受理権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	休（廃）止後10日以内
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	なし（廃止の場合は診療録の保管先及び連絡先などについて記載すること。）		
注意事項	1 休止の期間は原則として1年以内とする。【法 § 8 の 2 ①】 2 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。 3 休止、廃止どちらの場合であっても、事前に東京都まで連絡すること。		

12 病院再開届

事 項	病院を再開した場合		
様 式	第14号様式		
根拠法令	法 § 8 の 2 ②、細則 § 11②		
受付窓口	保健所	受理権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	再開後10日以内
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	なし		
注意事項	1 休止期間中に建物の構造設備を変更したときには、一部変更許可（使用前検査を必要とする場合には、一部変更使用許可）を得た後に再開届を提出すること。 2 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。		

13 病院開設者死亡（失そう）届

事 項	開設者が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合		
様 式	第15号様式		
根拠法令	法 § 9 ②、細則 § 12		
受付窓口	保健所	受理権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	死亡（失そう宣告）後10日以内
手 数 料	不要	担当部課	保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本、失そう宣告の写し 2 届出義務者であることを証明する書類		
注意事項	1 この届出は、戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者が行うこと。 〔戸籍法 § 87・ § 94〕 2 本届出がなされた場合には、それまでの開設の許可は、その効力を失う。 したがって、廃止届の提出は不要である。 3 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。		

Ⅲ 診療用放射線の許可・届出手続

- 1 許可・届出手続一覧（様式は東京都のホームページから入手可能）
 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsei/ninka/byoin.html)

	事例	申請・届出の種類	提出期限	様式番号
許可	放射線診療施設を有する病院の新規開設時	病院開設許可申請書	事前	第 1 号様式
	開設許可を受けた病院を使用する場合	病院使用許可申請書	事前	第 20 号様式
	既存の病院の放射線診療施設の構造又は用途を変更するとき	病院開設許可事項一部変更許可申請書	事前	第 5 号様式
	一部変更許可を受けた施設を使用する場合	病院開設許可（届出）事項中一部変更使用許可申請書	事前	第 21 号様式
届出	定格出力の管電圧が 10 キロボルト以上の診療用エックス線装置を備えた場合	診療用エックス線装置備付届	備付後 10 日以内	第 22 号様式
	診療の用に供する 1 メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置を備える場合 診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置を備える場合	診療用高エネルギー放射線発生装置備付届	事前	第 23 号様式
	密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の下限数量の千倍を超えるものを備える場合	診療用放射線照射装置備付届	事前	第 24 号様式
	密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の下限数量を超え千倍までのものを備える場合	診療用放射線照射器具備付届	事前	第 25 号様式
	密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で、その装備する放射性同位元素の下限数量を超えるもののうち、厚生労働大臣が定めるものを備える場合 ①エレクトロンキャプチャディテクタ（ECD）ガスクロマトグラフ ②骨塩定量分析装置 ③輸血用血液照射装置	放射性同位元素装備診療機器備付届	事前	第 26 号様式

	事例	申請・届出の種類	提出期限	様式番号
届 出	放射性同位元素装備診療機器について次の事項を変更する場合 ・放射性同位元素装備診療機器の製作者名、型式、台数、装備する放射性同位元素の種類と数量 ・放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・放射線を人体に対して照射する放射性同位元素装備診療機器については当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴	放射性同位元素装備診療機器に関する変更届	事前	第 29 号様式の 2
	診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について次の事項を変更する場合 ・放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1 日最大使用予定数量及び 3 月間最大使用予定数量 ・使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設、放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	・診療用放射性同位元素に関する変更届 ・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する変更届	事前	第 29 号様式の 2
	次に掲げるものを廃止した場合 ①診療用エックス線装置 ②診療用高エネルギー放射線発生装置 ③診療用放射線照射装置 ④診療用放射線照射器具 ⑤放射性同位元素装備診療機器 ⑥診療用放射性同位元素 ⑦陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	診療用放射線に関する廃止届	廃止後 10 日以内	① 第 30 号様式 ②～⑦ 第 30 号様式の 2
	診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後、汚染除去等の措置を講じた場合	廃止後の措置届	廃止後 30 日以内	第 30 号様式の 3

2 診療用エックス線装置関係届出書類

(1) 診療用エックス線装置の届出

事項	装置の備付・変更・廃止等の場合				
提出書類 一覧		備付届 22 号	変更届 29 号	廃止届 30 号	添付書類 平面図・側面図 線量測定
	新たにエックス線診療室を設けてエックス線装置を備え付ける場合	○			○
	装置の変更をせずに使用室の構造のみを変更した場合		○		○
	その他の場合 (装置の更新や追加構造設備の変更等)	○	○ 注(1)		○
	装置を廃止する場合			○ 注(2)	
	使用する医師、歯科医師、診療放射線技師の変更		○		
注(1) 装置の更新、追加、構造設備の変更は、変更届と備付届により届け出る。 注(2) 病院・診療所の廃止等、施設において診療用エックス線装置を廃止した時、及び建て替えのために他の敷地に移転した時、診療用エックス線室以外に用途変更した時は届け出る。					
注意事項	1 骨塩定量分析エックス線装置の扱いは診療用エックス線装置と同じであり、第 22 号様式により届け出る。 2 中古販売のエックス線装置であっても現行法令が適用される。				

(2) 診療用エックス線装置備付届

事項	定格出力の管電圧が 10 キロボルト以上の診療用エックス線装置を備えた場合		
様式	第 22 号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 24 の 2		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	備付後 10 日以内 備付日は実際に診療の用に供した日とする。
手数料	なし	担当部課	福祉保健局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の 50 分の 1 の平面図及び側面図、ただし、歯科診療室は 50 分の 1 又は 25 分の 1 の見やすい縮図とすること。 2 漏えい線量測定結果 測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等 3 添付書類は A4 判とすること。		
注意事項	「(7) 第 22 号様式記載例」を参照のこと。		
事務処理の流れ	<pre> graph LR subgraph Applicant [申請者] A[備付等] --> B[使用開始] end subgraph HealthCenter [保健所] B --> C[診療用エックス線備付届] C --> D[申請者に返却 1部] D --> B end C --> E[経由 1部] E --> F[医療安全課] </pre> The flowchart illustrates the administrative process for X-ray equipment preparation. It begins with the applicant (申請者) who prepares the equipment (備付等) and starts using it (使用開始). The process then moves to the health center (保健所), where a 'Preparation of X-ray Equipment for Diagnosis' (診療用エックス線備付届) is submitted. This leads to a return of one copy to the applicant (申請者に返却 1部), which then loops back to the '使用開始' step. Simultaneously, one copy of the submission is forwarded (経由 1部) to the Medical Safety Department (医療安全課).		

(3) 診療用放射線に関する変更届（診療用エックス線装置の場合）

事項	診療用エックス線装置について下記に掲げる事項を変更した場合		
様式	第 29 号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29①		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	備付後 10 日以内
この届を使用する場合	診療用エックス線装置について、次の事項を変更した場合にこの様式により届け出ること。 1 エックス線装置の製作者名、型式、台数 2 エックス線高電圧発生装置の定格出力 3 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置 4 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。 2 エックス線装置の変更で上の事項に該当するのは、エックス線管、エックス線支持装置、制御装置、高圧発生装置等の定格出力、型式、規格等の変更により放射線防護の能力に変更が生じた場合等である。 3 同一のエックス線装置の買い換え、同一のエックス線管の交換、またはブッキーテーブル、オートチェンジャー装置、フォトタイマー、絞り、投光器、高圧切替器等の附属装置の変更等については、変更届は必要ない。 4 上記 1～3 により変更届を提出した場合には、備付届も併せて提出すること。		
事務処理の流れ	<pre> graph LR subgraph Applicant [申請者] A[変更等] --> B[使用開始] end subgraph HealthCenter [保健所] C[診療用エックス線装置変更届 (3部)] --> D[申請者に返却 (1部)] end subgraph MedicalSafety [医療安全課] E[経由 (1部)] end B --> C C --> E E --> D D --> A </pre>		

(注) 変更届により、装置の入替えを届け出た場合には廃止届は必要ない。

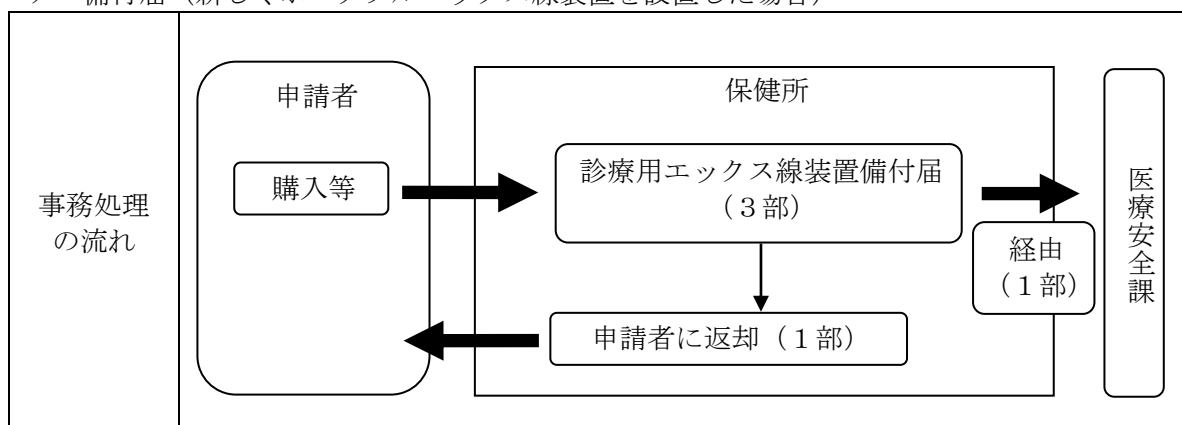
(4) 診療用放射線に関する廃止届（診療用エックス線装置の場合）

事項	診療用エックス線装置を廃止した場合		
様式	第 30 号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29①		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	廃止後 10 日以内
添付書類	なし		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。 2 移動型エックス線装置以外の装置を廃止し、エックス線室を他の目的に使用する場合には、開設許可事項一部変更許可申請が必要である。 3 移動型エックス線装置（移動型透視装置も含む）以外の装置の入れ替えの場合、廃止届は必要ない。		

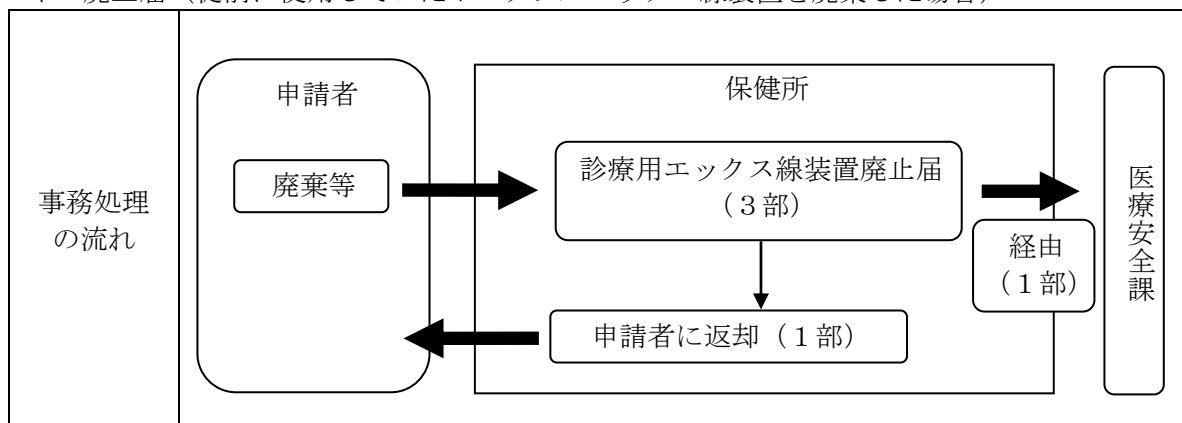
(5) 移動型エックス線装置

移動型エックス線装置（移動型透視装置を含む）を更新（入替え）する場合は、変更届によらず、廃止届と備付届を提出すること。

ア 備付届（新しくポータブルエックス線装置を設置した場合）



イ 廃止届（従前に使用していたポータブルエックス線装置を廃棄した場合）



(6) 診療用エックス線装置備付届の記入要領

事項	定格出力の管電圧が 10 キロボルト以上の診療用エックス線装置を備えた場合		
様式	第 22 号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 24 の 2、細則 § 21		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	病院 3 部 診療所 2 部	提出時期	備付後 10 日以内 備付日は実際に診療の用に供した日とする。
手数料	なし	担当部課	福祉保健局医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431
添付書類	1 隣接する部屋の室名、上階および下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の 50 分の 1 の平面図及び側面図（建築士が作成した図面が望ましい）ただし、歯科診療室は 50 分の 1 又は 25 分の 1 の見やすい縮図とすること。 図面には、放射線遮へい材の材料名、厚さ、管理区域標識位置、注意事項掲示位置、使用中ランプ設置位置及び管理区域の範囲を明記すること。 2 漏洩線量測定結果 測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、使用ファントム、測定結果等を記載すること。 3 添付書類は A4 判とすること。		

(記入要領)

項目	記入要領	根拠法令・備考
管理者	1 管理者の住所及び氏名を記入すること（病院住所でも可）。 2 管理者の押印がされていること。	法 § 15
病院又は診療所	名称及び所在地、電話番号を正しく記入すること。	規則 § 24 の 2
診療用エックス線装置に関すること	1 製作者名、型式、エックス線管の数をそれぞれ記入すること。ただし、高電圧発生装置が独立していない場合は、エックス線管装置等を含む装置全体の型式等を記載すること。 2 定格出力は、高電圧発生装置の最大電圧と電流及び最大電流と電圧のそれぞれを記入すること。 3 用途は、一般撮影、透視、CT、歯科用の別及び用途が特定している場合（輸血用血液照射、骨塩定量分析など）はその旨を記入すること。 移動用、携帯型についてもその旨を記入すること。 4 エックス線装置は、エックス線発生装置（エックス線管及びその附属機器、高電圧発生装置及びその附属機器並びにエックス線制御装置）、エックス線機械装置（保持装置、エックス線撮影台及びエックス線治療台等）、受像機及び関連機器から構成され、これら一式をもって 1 台のエックス線装置とみなすこと。	規則 § 24 の 2

項目	記入要領	根拠法令・備考
従事者	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及び経歴を記入すること(ただし、従事者に変更のない場合は代表者でも可)。経歴欄には、免許登録番号及び取得年月日を記入すること。	
備付年月日	エックス線装置が搬入された日ではなく、実際に診療の用に供した日を記入すること。	
エックス線装置の防護 (管球が複数あり、型式が異なる場合はそれぞれについて記入すること。)	1 エックス線管の容器及び照射筒の遮へい 利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空气中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)になるように遮へいされている場合は有に○をすること。 (1) 定格管電圧が 50 キロボルト以下の治療用エックス線装置にあつては、エックス線装置の接触可能表面から 5 cm の距離において、1.0 ミリグレイ毎時以下 (2) 定格管電圧が 50 キロボルトを超える治療用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から 1 m の距離において 10 ミリグレイ毎時以下、かつ、エックス線装置の接触可能表面から 5 cm の距離において 300 ミリグレイ毎時以下 (3) 定格管電圧が 125 キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から 1 m の距離において 0.25 ミリグレイ毎時以下 (4) (1)から(3)までに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から 1 m の距離において 1.0 ミリグレイ毎時以下 (5) コンデンサ式エックス線高電圧装置にあつては、充電状態であつて、照射時以外のとき、接触可能表面から 5 cm の距離において 20 マイクログレイ毎時以下 2 エックス線装置の総濾過 利用線錐の総濾過は次のような基準となるように付加濾過板を付すること。 (1) 定格管電圧 70 キロボルト以下の口内法撮影用装置 アルミニウム当量 1.5mm 以上 (2) 定格管電圧 50 キロボルト以下の乳房撮影用装置 アルミニウム当量 0.5mm 以上又はモリブデン当量 0.03mm 以上 (3) 輸血用血液照射装置、治療用装置及び上欄に掲げる装置以外の装置 アルミニウム当量 2.5mm 以上(1.5mm は常設であること)	規則 § 30

項目	記入要領	根拠法令・備考
透視装置の 防護	1 透視中の患者への入射線量率が空気カーマ率 50 ミリグレイ毎分以下であること。 2 高線量率透視制御を備えた装置にあつては、125 ミリグレイ毎分以下であること。（操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発するようにした装置） 3 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音を発生することができるタイマーを有すること。 4 透視時のエックス線管焦点皮膚間距離が 30cm 以上となるような装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロックを有すること。ただし、手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については、20cm 以上にすることができる。 5 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を有すること。 6 利用線錐中の受像機を通過したエックス線の空気カーマ率が利用線錐中の受像機の接触可能表面から 10cm の距離において、150 マイクログレイ毎時以下であること。 7 透視時の最大受像面を 3.0cm 超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から 10cm の距離において、150 マイクログレイ毎時以下であること。 8 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段を講じてあること。	規則 § 30

項目	記入要領	根拠法令・備考
撮影装置の防護	1 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置があること。ただし、CT エックス線装置については適用しない。 乳房撮影用エックス線装置にあつては、エックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりがあるが5mmを超えず、かつ、受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がりがあるが焦点受像器間距離の2パーセントを超えないようにすること。 2 撮影用エックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離は次の数値であること。ただし、拡大撮影を行う場合にあっては、この限りではない。 (1) 定格管電圧が 70 キロボルト以下の口内法撮影用装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 15cm 以上 (2) 定格管電圧が 70 キロボルトを超える口内法撮影用装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 20cm 以上 (3) 歯科用パノラマ断層撮影装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 15cm 以上 (4) 移動型及び携帯型装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 20cm 以上 (5) CT エックス線装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 15cm 以上 (6) 骨塩定量分析エックス線装置 エックス線管焦点皮膚間距離について規定なし (7) 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合のみ） エックス線管焦点皮膚間距離が 20cm 以上 (8) 上欄に掲げる装置以外の装置 エックス線管焦点皮膚間距離が 45cm 以上	規則 § 30
胸部集検用間接撮影装置の防護	1 利用線錐が角錐型で、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないように照射野を絞る装置があること。 2 受像機の一時防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離における空気カーマが1ばく射につき1.0マイクログレイ以下になること。 3 被写体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から10cmの距離における空気カーマが、1ばく射につき1.0マイクログレイ以下となること。ただし、エックス線業務従事者が照射時に室外に容易に退避することができる場合は、この限りではない。	規則 § 30
移動型・携帯型装置の防護	1 移動型、携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造であること。 2 移動型又は携帯型エックス線装置の保管場所を記入すること。	規則 § 30

項目	記入要領	根拠法令・備考
治療用装置の防護	濾過板が引き抜かれたときは、エックス線の発生を遮断するインターロックがあること。	規則 § 30
口内法撮影装置の防護	口内法撮影用装置の照射筒の端における照射野の直径は、6.0cm 以下であること。	規則 § 30
エックス線診療室の防護	1 天井、床及び周囲の画壁の外側における実効線量が1週間につき1mSv 以下になるように遮へいできるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等についてはこの限りではない。 画壁等について、構造・材質・厚さ等を記入すること。 2 エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。 操作する場所をエックス線診療室内に設けることが可能な場合については、胸部集検用間接撮影装置に箱状の遮へい物を設けたとき及び下記の場合である。操作室の欄の無に○をつけた場合は理由を記載すること。 (1) 乳房撮影又は近接透視撮影等、患者の近傍で撮影を行う場合 (2) 1週間につき 1000 ミリアンペア秒以下で操作する口内法撮影用エックス線装置による撮影を行う場合 (3) 使用時において機器から1m離れた場所における線量が、$6\mu\text{Sv}$ 毎時以下の構造である骨塩定量分析装置 (4) 使用時において器機表面における線量が、$6\mu\text{Sv}$ 毎時以下となるような構造の輸血用血液照射装置 (5) 組織内照射治療を行う場合 これらの場合にあっても防護衣等を使用することにより、放射線診療従事者などの被ばくの低減に努めること。 3 エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。 4 目のつきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項（患者用・従事者用）を掲示すること 5 エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入り口にその旨を表示すること（使用中の表示）。	1～3 規則 § 30 の 4 4 規則 § 30 の 13 5 規則 § 30 の 30
管理区域	1 管理区域を別添図面に明記すること。 2 管理区域境界における実効線量が $1.3\text{mSv}/3\text{月}$ 以下となる措置を講ずること。 3 管理区域内にみだりに立ち入らないような措置を講ずること。 4 管理区域を示す標識を付すること。	規則 § 30 の 16
敷地の境界等	1 病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における実効線量が $250\mu\text{Sv}/3\text{月}$ 以下となる措置を講ずること。 2 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が $1.3\text{mSv}/3\text{月}$ 以下となる措置を講ずること。	1 規則 § 30 の 17 2 規則 § 30 の 19

項目	記入要領	根拠法令・備考
取扱者の被ばく測定器	ガラスバッジ、ルミネスバッジ、ポケット線量計などの個人放射線測定器の名称を記入すること。	
防護用具	プロテクタ、防護衝立などの防護用具を記入すること。	

参考１ 診療用放射性元素（放射性医薬品）を含む診療用放射線発生装置等を備えようとするときは、医療法のほか労働安全衛生関係法令の規制も受ける。様式・必要書類等の詳細は所轄の労働基準監督署に問い合わせること。

参考２ 放射性同位元素を使用しようとする者は、密封・非密封の別なく所轄の消防署への届出が必要である。様式等は所轄の消防署に問い合わせること。

(7) 第22号様式記載例（一般撮影用エックス線装置の場合）

第22号様式（第21条関係）

（第1片）

（表）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事

殿

管理者住所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

氏 名 〇〇 〇〇 (印)

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 備 付 届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

病 院	名 称	東京都立西新宿病院	
	所 在 地	東京都新宿区西新宿 2-8-1	
診 療 所	電 話 番 号	03 (5320) 4432	
	ファクシミリ番号	03 (5388) 1442	
診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る	製 作 者 名	〇〇〇〇社	
	型 式	〇〇〇〇-〇〇〇型	
	連 続 定 格 出 力 短 時 間 蓄 放 式	150 500	キロボルト (kV) ミリアンペア (mA) キロボルト (kV) ミリアンペア (mA) 秒 キロボルト (kV) マイクロファラッド (μF)
	エ ッ ク ス 線 管 の 数	1 管 球	
	用 途	一般撮影・透視・CT・歯科用 その他 ()	
	エックス線診療に関する経歴		
医 師 技 師 の 氏 名 及 び 経 歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴
	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	医師 診療放射線技師	医籍登録番号第〇〇〇〇〇号 免許登録年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 技師登録番号第〇〇〇〇〇号 免許登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
備 付	年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	

（日本産業規格A列4番）

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮へい		有	・	無
	総 ろ 過		3. 5ミリメートル アルミニウム当量		
	透視装置	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分	以下	・	超える
		一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	・	無
		高線量率透視制御	有	・	無
		焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又はインターロック	有	・	無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・	無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段	有	・	無
	撮影装置	照射野絞り装置	有	・	無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・	未満
	胸部集検用間接撮影装置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・	無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮へい体	有	・	無
		10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物	有	・	無
	移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	・	無
		装置の保管場所			
	治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有	・	無
	口内法撮影装置	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル		

(第2片)

(表)

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		第3エックス線撮影室
	診療室の防護物の概要	遮へい物 遮へい物を設ける場所	構造、材料、厚さ
		天井	鉄筋コンクリート 200mm
		床	鉄筋コンクリート 200mm
		周囲の壁等 監視用窓	(東) 鉛合板 2.0mm Pb
			(西) 鉛合板 2.0mm Pb
			(南) 鉛合板 2.0mm Pb
			(北) 鉛合板 2.0mm Pb
			含鉛ガラス 2.0mm Pb当量
		出入口の扉	含鉛扉 2.0mm Pb
		その他の開口部	なし
		操作室	☒ 有 ・ 無 ()
		診療室の標識	☒ 有 ・ 無

(日本産業規格A列4番)

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無
	使用中の表示		有	・	無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置		有	・	無
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無
		立入制限措置	有	・	無
		標識	有	・	無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無
	その他	取扱者の被ばく測定器具	ガラスバッチ		
		防護用具（防護前掛等）	有	・	無

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。（サイズは、日本産業規格A列4番とすること。）

(7)-2 第22号様式記載例（移動型（ポータブル）エックス線装置の場合）

第22号様式（第21条関係）

(第2片)

(裏)

エ ッ ク ス 線 診 療 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 する 予 防 措 置 の 概 要	放射線障害の防止に必要な 注 意 事 項 の 掲 示		有 ・ 無
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリ シーベルト／週以下となる措置		有 ・ 無
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	
		境界における実効線量が 1.3ミリシーベルト／3月 以下となる措置	有 ・ 無
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界に おける実効線量が250 マイ クロシーベルト／3月以下 となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ば くする放射線を除く）の実 効線量が1.3 ミリシーベ ルト／3月以下となる措置	有 ・ 無
	そ の 他	取扱者の被ばく測定器具	ルミネスバッチ
		防護用具（防護前掛等）	有 ・ 無

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。（サイズは、日本産業規格A列4番とすること。）

(8) 第29号様式記載例（エックス線装置の更新の場合）
第29号様式（第24条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿
(保健所長)

管理者住所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

診療用エックス線装置に関する変更届

下記のとおり、診療用エックス線装置（診療室、従事職員）を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

病 院 診 療 所	名 称	東京都立西新宿病院
	所 在 地	東京都新宿区西新宿 2-8-1 電 話 番 号 03(5320)4432 ファクシ番号 03(5388)1442
変 更 し た 理 由		装置の更新
変 更 年 月 日		〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
変 更 し た 事 項	変 更 前	第3エックス線撮影室 〇〇〇社 〇〇-〇〇-〇〇〇型
	変 更 後	第3エックス線撮影室 〇〇〇社 〇〇-〇〇-〇〇〇型

(9) 第30号様式記載例（エックス線装置の廃止の場合）
第30号様式（第25条関係）

○ ○年 ○ ○月 ○ ○日

東京都知事 殿
(保健所長)

管理者住所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 廃 止 届

下記のとおり診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第15条3項及び
医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

病 院 診療所	名 称	東京都立西新宿病院
	所 在 地	東京都立新宿区西新宿 2-8-1 電話番号 03(5320)4432 ファクシ番号 03(5388)1442
廃 止 し た 装 置	製 作 者 名	○ ○ ○ ○ 社
	型 式	○○-○○-○○○型
	廃 止 し た 理 由	老朽化のため使用を止めるため
	廃 止 年 月 日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
診療用エックス線装置 廃止後の診療室の用途		倉 庫

3 その他診療放射線関係

(1) 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

事 項	診療の用に供する 1 メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又は エックス線の発生装置を備える場合 診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置を備える場合		
様 式	第23号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 25、H26/3/31医政16		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
発生装置の例	リニアック（直線加速装置）、トモセラピー、サイバーナイフ等 陽子線照射装置、重イオン（重粒子）線照射装置等		
添付書類	① 隣接室名、上階、下階の室名及び周囲の状況を明記した使用室 の50分の1又は100分の1の縮尺平面図及び側面図 ② 漏えい放射線遮へい計算書 ③ その他		
注意事項	1 必要事項を正確に記入し、必要書類を添付すること。 2 図面には防護物の材料名、厚さ及び標識位置、管理区域等を明 記すること。 3 規則 § 25④の規定に関し、診療用高エネルギー放射線発生装置 使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 として、当該放射化物保管設備又は放射化物のみを保管廃棄する 保管廃棄設備を備える旨を記載すること。 4 法 § 27の規定による使用検査は、原子力規制委員会の「放射性 同位元素等の使用の許可、許可使用に係る変更の許可について」 の通知の後に行う。		

(2) 診療用放射線照射装置備付届

事 項	密封された放射性同位元素で、その装備する放射性同位元素の下限数量の1000倍を超えるものを装備している診療の用に供する照射装置を備える場合		
様 式	第24号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 26		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
照射装置の例	RALS（遠隔操作密封小線源治療）、ガンマナイフ、吸収補正用線源等		
添付書類 注意事項	診療用高エネルギー放射線発生装置の項を参照すること。		

(3) 診療用放射線照射器具備付届

事 項	密封された放射性同位元素で、その装備する放射性同位元素の下限数量を超え1000倍までのものを装備している診療の用に供する照射器具を備える場合		
様 式	第26号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 27		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
照射器具の例	ラジウム-226針、ヨウ素-125シード、イリジウム-192シンワイヤ、吸収補正用線源等		
添付書類 注意事項	診療用高エネルギー放射線発生装置の項を参照すること。		

(4) 診療用放射性同位元素装備診療機器備付届

事 項	密封された放射性同位元素で、その装備する放射性同位元素の下限数量を超える診療の用に供する機器で厚生労働大臣が定めるものを備える場合		
様 式	第26号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 27の2		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
装備診療機器の種類	骨塩定量分析装置（ヨウ素-125、アメリシウム-241、ガドリウム-153） ECDガスクロマトグラフ（ニッケル-63） 輸血用血液照射装置（セシウム-137）		
添付書類 注意事項	診療用高エネルギー放射線発生装置の項を参照すること。		

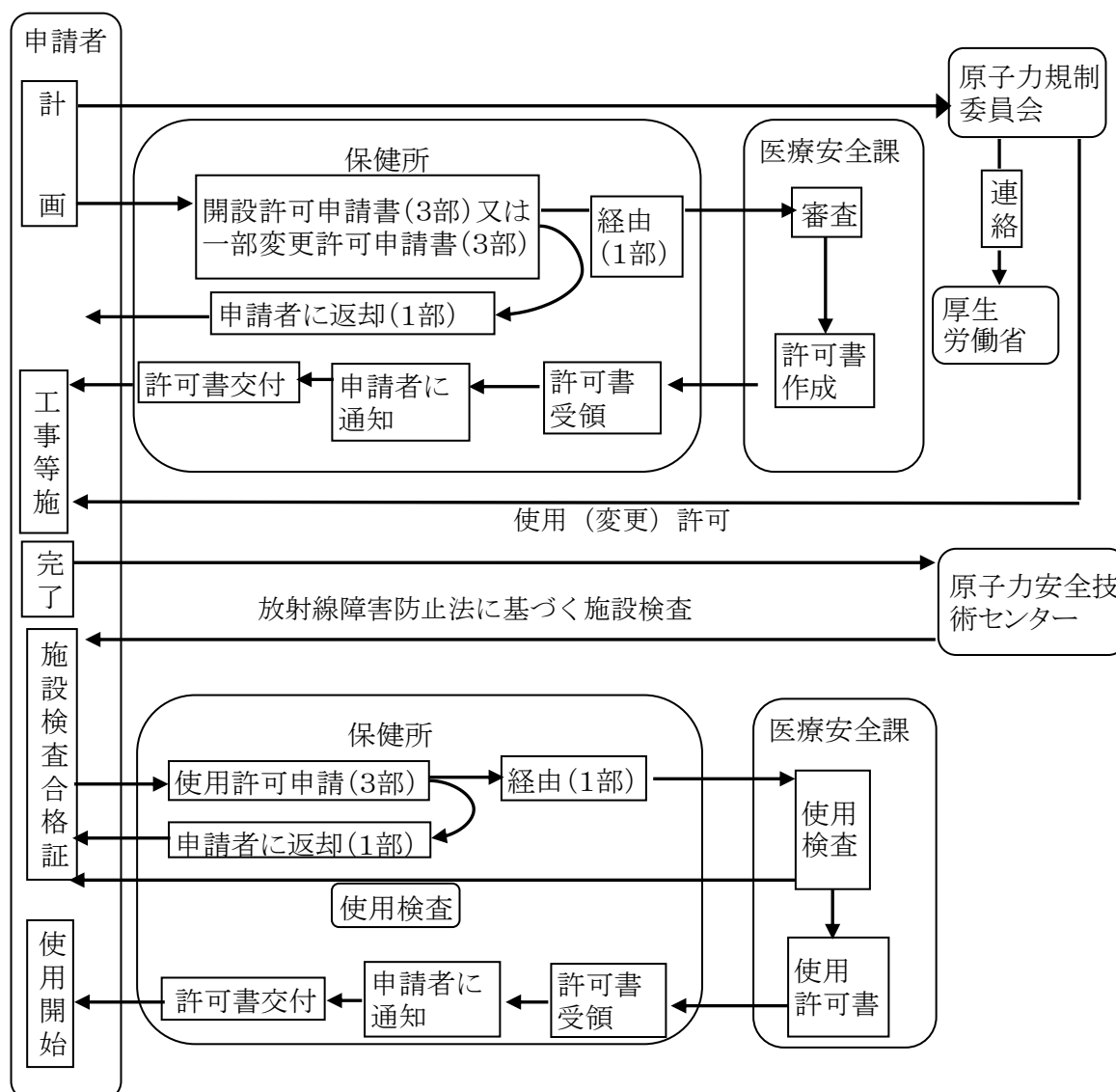
(5) 診療用放射性同位元素備付届

事 項	医薬品又は治験薬である放射性同位元素で密封されていないものを備える場合		
様 式	第27号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 28		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
放射性同位元素 の例	テクネシウム-99m、ガリウム-67、ヨウ素-123、キセノン-133 等		
添付書類	① 隣接室名、上階、下階の室名及び周囲の状況を明記した各使用室の50分の1又は100分の1の縮尺平面図及び側面図 ② 排水及び排気系統を示す廃棄施設図 ③ 排気設備能力、排水設備能力、貯蔵室、各使用室の遮へい計算書		
注意事項	1 必要事項を正確に記載し、必要書類を添付すること。 2 図面には防護物の材料名、厚さ、標識位置、管理区域等を明記すること。		

(6) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届

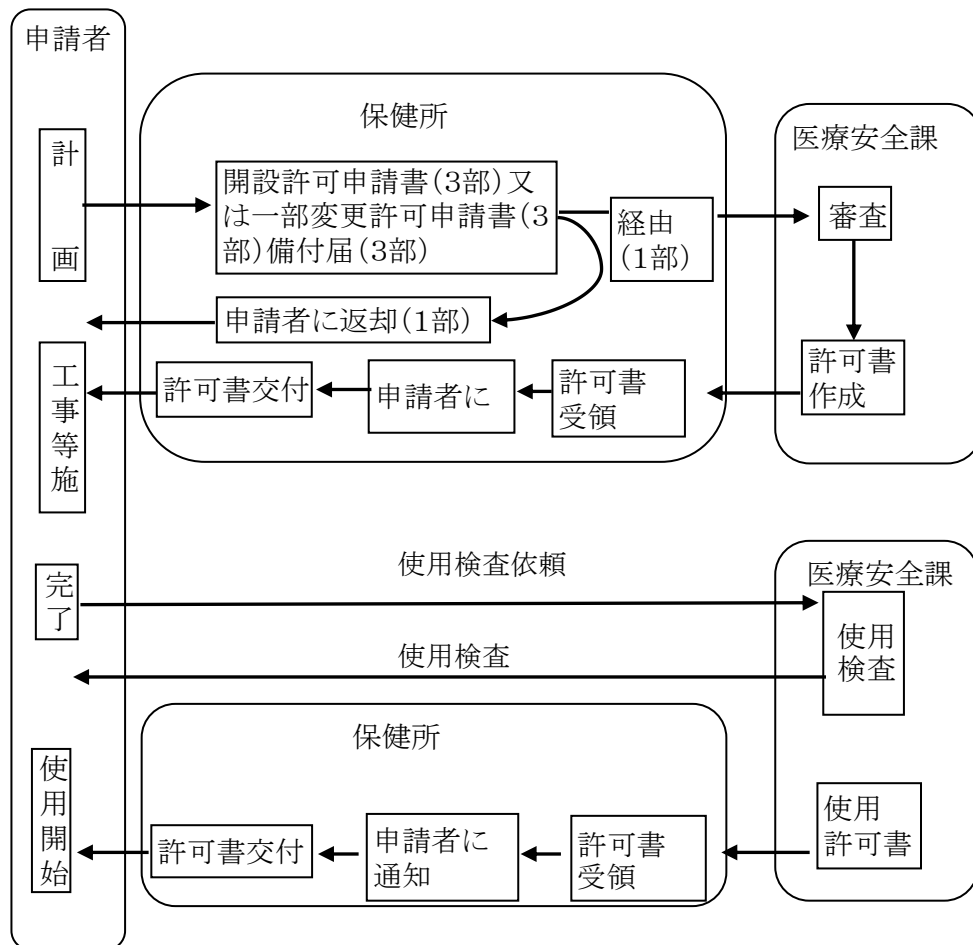
事 項	医薬品又は治験薬であるか否かに関わらず、密封されていない放射性同位元素で陽電子断層撮影診療に用いるものを備える場合		
様 式	第27号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 28		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
放射性同位元素 の例	炭素-11、窒素-13、酸素-15、フッ素-18等		
添付書類	① 隣接室名、上階、下階の室名及び周囲の状況を明記した各使用室の50分の1又は100分の1の縮尺平面図及び側面図 ② 排水及び排気系統を示す廃棄施設図 ③ 排気設備能力、排水設備能力、貯蔵室、各使用室の遮へい計算書 ④ 安全管理の責任者となる常勤の医師が所定の研修を終了していることを示す書面 ⑤ 安全管理に専ら従事する診療放射線技師が所定の研修を終了していることを示す書面		
注意事項	1 必要事項を正確に記載し、必要書類を添付すること。 2 図面には防護物の材料名、厚さ、標識位置、管理区域等を明記すること。 3 医薬品でない陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備える場合、法 § 27の規定による使用検査は、原子力規制委員会の「放射性同位元素等の使用の許可、許可使用に係る変更の許可について」の通知の後に行う。 4 規則 § 30の11に基づいて、市販された陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等を医療用放射性汚染物としない取扱いの場合には、届出を行う際、その旨を併せて届け出る必要がある。その場合には、一日最大使用数量、保管管理する場所、他の物の混入を防止し又は付着しないように封及び表示する措置等について記載した書面を添付すること。		

- (7) エックス線装置以外の装置の備付届の事務処理の手続について
 ア 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器又は医薬品でない陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備える場合



注 これらの装置を備え付ける場合は、開設時であれば開設許可申請、開設後である場合は、開設許可事項一部変更許可申請及び使用許可申請が必要である。

イ 診療用放射性同位元素又は医薬品である陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備える場合



注 これらの装置を備え付ける場合は、開設時であれば開設許可申請、開設後である場合は、開設許可事項一部変更許可申請及び使用許可申請が必要である。

(8) 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届

事 項	物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えていて、翌年も使用を予定する場合		
様 式	第28号様式		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 27③・ § 28②		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
放射性同位元素 の例	診療用放射線照射器具（ゴールド-198グレイン等） 診療用放射性同位元素（テクネシウム-99m、ガリウム-67、ヨウ素-123等） 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（炭素-11、フッ素-18等）		
添付書類	なし		
注意事項	1 必要事項を正確に記載し、適正に押印すること。 2 12月20日までに届け出ること。 3 届出事項は、翌年（1月1日から12月31日まで）1年間に使用を予定している診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状、数量（ベクレル数）及び物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具の型式、個数、装備する放射性同位元素の種類、数量（ベクレル数）		

(9) 診療用放射線に関する変更届（エックス線装置、診療用放射性同位元素以外の場合）

事 項	診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器について以下に掲げる事項を変更する場合		
様 式	第29号様式の2		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29②、H26/3/31医政16		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
この届が必要となる場合	① 診療用高エネルギー放射線発生装置について次の事項を変更した場合 ・ 診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式、台数 ・ 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力 ・ 診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・ 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴 ② 診療用放射線照射装置について次の事項を変更した場合 ・ 診療用放射線照射装置の製作者名、型式、個数、装備する放射性同位元素の種類とベクレルにより表した数量 ・ 診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設、運搬容器、診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・ 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴 ・ 放射化物保管設備又は放射化物保管廃棄設備の設置 ③ 診療用放射線照射器具について次の事項を変更した場合 ・ 診療用放射線照射器具の型式、個数、装備する放射性同位元素の種類とベクレルにより表した数量 ・ 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設、運搬容器、診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・ 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴		

この届が必要となる場合	・物理的半減期が30日以下の放射性同位元素を装備した診療用放射線照射器具にかわる最大貯蔵予定数量（ベクレル数）及び1日最大使用予定数量（ベクレル数） ④ 放射性同位元素装備診療機器について次の事項を変更した場合 ・放射性同位元素装備診療機器の製作者名、型式、台数、装備する放射性同位元素の種類とベクレルにより表した数量 ・放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・放射線を人体に対して照射する放射性同位元素装備診療機器については当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
注意事項	1 必要な事項を正確に記載し、適正に押印すること。 2 備付届を要さない場合で、放射線障害防止に関する構造設備等を変更して再計算が必要な場合は、備付届に準じた管理区域及び周囲の図面、放射線遮へい計算書等を添付すること。この場合、(7)アと同様の事務手続が必要である。

(10) 診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する変更届

事 項	診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について 下記に掲げる事項を変更する場合		
様 式	第29号様式の2		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29②		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	事前
この届が必要となる場合	診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について 次の事項を変更した場合 ・ 診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量（ベクレル数）、1 日最大使用予定数量（ベクレル数）及び3 月間最大使用予定数量 ・ 使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設、診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 ・ 診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
注意事項	1 必要な事項を正確に記載し、適正に押印すること 2 備付届を要さない場合で、放射線障害防止に関する構造設備等を変更して再計算が必要な場合は、備付届に準じた管理区域及び周囲の図面、放射線遮へい計算書等を添付すること。この場合、(7)イと同様の事務手続が必要である。 3 原子力規制委員会の変更許可が必要な場合は、(7)アと同様の事務手続が必要である。 4 規則 § 30の11に基づいて、市販された陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等を医療用放射性汚染物としない取扱いに保管廃棄の方法を変更する場合には、その旨を改めて届け出る必要がある。その場合には、一日最大使用数量、保管管理する場所、他の物の混入を防止し又は付着しないように封及び表示する措置等について記載した書面を添付すること。		

(11) 診療用放射線に関する廃止届（エックス線装置以外の場合）

事 項	診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止した場合		
様 式	第30号様式の2		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29①・ § 29③		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	廃止後10日以内
添付書類	放射性同位元素等を日本アイソトープ協会に譲渡した場合は、その受取書		
注意事項	1 必要な事項を正確に記載し、適正に押印すること。 2 廃止後、同使用室を他の目的に使用する場合は、開設許可事項一部変更許可申請を行うこと。		

(12) 診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届

事 項	診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止後、汚染除去等の措置を講じた場合		
様 式	第30号様式の3		
根拠法令	法 § 15③、規則 § 29③・ § 30の24		
受付窓口	保健所	許可権者	都知事
提出部数	3 部	提出時期	廃止後30日以内
添付書類	① 汚染の測定結果 ② 汚染除去の措置を明記した書類 ③ 汚染された物の譲渡又は廃棄を証明する書類		
注意事項	1 必要な事項を正確に記入し、適正に押印すること。 2 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、非密封放射線治療病室の用途を変更する場合についても、この届出を行うこと。 3 譲渡の相手方は放射線障害防止法による許可を受けた廃棄業者（日本アイソトープ協会）に限られる。 4 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染し又は汚染のおそれのあるものを譲渡したときは、受取書の写しを添付すること。		

IV 保健医療計画及び事前相談

1 東京都保健医療計画

(1) 計画改定の趣旨

昭和 60 年の医療法改正により、都道府県は当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めることが義務付けられた。

このため、都では、医療提供体制の確保を目的とした医療計画にとどまらず、健康づくりから疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備を目指す計画として、「東京都保健医療計画」を平成元(1989)年 2 月に策定した。

平成 26(2014)年 6 月の医療法改正に伴い、平成 28(2016)年 7 月には、平成 37(2025)年の病床数の必要量と、その達成に向けた事項を定めた「東京都地域医療構想」を策定した。

平成 30(2018)年 3 月には、「東京都地域医療構想」を一体化させるとともに、保健医療をめぐる社会情勢の変化や、これまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえ、第六次改定を行った。

その後、平成 30 年の医療法改正に伴い、令和 2（2020）年 3 月には、本計画に追補する計画として、地域における医師確保の方策を定めた「東京都医師確保計画」及び外来医療における医療提供体制確保の方策を定めた「東京都外来医療計画」をそれぞれ策定した。

令和 6 年 3 月には、「東京都医師確保計画」及び「東京都外来医療計画」を一体化させるとともに、保健医療をめぐる社会情勢の変化や、これまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえ、第七次改定を行った。

なお、計画期間の中間年度において「中間見直し」を実施することとしている

(2) 計画の性格

この計画は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向性を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」としての性格を持つ。

また、地域医療構想の達成に向けた取組を具現化し、推進していくための計画としての側面も持つ。

(3) 計画の期間

計画の対象期間は、6 か年とする。

在宅医療等については、3 年ごとに見直しを行う。

なお、計画を推進する上での情勢の変化に対応して、必要があるときは 6 年以内に再検討を行い、変更する。

(4) 計画の概要

ア 保健医療圏

保健医療圏は、都民の保健医療ニーズに的確に対応するために、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、適切な保健医療サービスの提供や医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、疾病の発症予防から早期の発見や治療、さらにリハビリテーション、介護など総合的な保健医療提供体制の体系を構築するための地域的単位である。

区 分	説 明
一次保健医療圏	・ 区市町村の区域
二次保健医療圏	・ 複数の区市町村を単位とする 13 の圏域 ・ 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号の規定により、主として病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域
三次保健医療圏	・ 東京都全域 ・ 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 15 号の規定により、特殊な医療などを提供する病院の病床確保を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域

イ 基準病床数

基準病床数は、病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的に、病床整備の基準として、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 17 号の規定に基づき病床の種類ごとに定めるものである。

療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床は東京都全域（三次保健医療圏）でそれぞれ定めている。

既存病床数が基準病床数を上回る圏域における病院及び有床診療所の開設、増床等は原則としてできず、開設の中止、増床数の削減等の知事の勧告の対象となる。

病床種別	基準病床数の算定 基礎となる医療圏	基準病床数	(参考) 既存病床数
療養病床及び一般病床	二次保健医療圏	別表のとおり	別表のとおり
精神病床	三次保健医療圏（東京都全域）	19,396	20,457
感染症病床	三次保健医療圏（東京都全域）	153	145
結核病床	三次保健医療圏（東京都全域）	216	280

* 既存病床数は令和 6 年 4 月 1 日現在

別表 二次保健医療圏ごとの基準病床数（療養病床及び一般病床）

圏域名	構成区市町村	基準病床数	(参考) 既存病床数
区 中 央 部	千代田、中央、港、文京、台東	5,657	13,271
区 南 部	品川、大田	7,972	7,884
区 西 南 部	目黒、世田谷、渋谷	9,874	9,582
区 西 部	新宿、中野、杉並	8,276	9,926
区 西 北 部	豊島、北、板橋、練馬	15,589	14,388
区 東 北 部	荒川、足立、葛飾	11,405	10,698
区 東 部	墨田、江東、江戸川	10,713	9,200
西 多 摩	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩	3,328	3,825
南 多 摩	八王子、町田、日野、多摩、稲城	11,960	9,954
北 多 摩 西 部	立川、昭島、国分寺、国立、東大和、武蔵村山	5,074	4,529
北 多 摩 南 部	武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江	7,512	6,946
北 多 摩 北 部	小平、東村山、清瀬、東久留米、西東京	6,351	5,485
島 し よ	大島、利島、新島、神津島、三宅、御蔵島、八丈、青ヶ島、小笠原	255	80
計		103,966	105,498

*既存病床数は令和6年4月1日現在

2 事前相談

(1) 事前相談の目的

事前相談は、東京都知事が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に基づき、病院及び診療所の開設（移転を含む。）、病院の病床数の増加若しくは種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは病床数の増加を許可するに当たり、法第 30 条の 4 に基づいて定める東京都保健医療計画との整合を図り、病床の適正配置を実現することを目的とする。

原則として、病床過剰圏域における新規開設（移転を除く）及び増床等は認められないが、病床の種類や診療体制・規模等によって特例的に許可する場合があるので、事前に下記問合せ先に相談すること。

様式や手続等が変更になる場合があるので、事前に下記担当に問い合わせること。

(2) 事前相談の受付期間

保健医療局ホームページ等で別途案内する。

(3) 届出による診療所の病床設置に係る特例措置について

保健医療局ホームページ等で別途案内する。

(4) 提出先及び問合せ先

保健医療局医療政策部医療安全課医務担当

直通 03-5320-4431

問合せ窓口一覧

内容	所属名	電話番号
病院の許可・届出	東京都保健医療局医療政策部医療安全課医務担当	03-5320-4431
医療法人の認可・定款変更申請	東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当	03-5320-4426
麻薬・向精神薬の取扱い	東京都保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当	03-5320-4505
麻薬取扱者の免許	東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当	03-5320-4503
感染症発生届出・受理、食中毒対策等	所在地を管轄する保健所	
保険医療機関等の指定、保険医等の登録等の申請・届出等、各種施設基準	関東信越厚生局東京事務所	03-6692-5119
特定建築物等の定期調査報告	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築安全担当	03-5388-3344
建築設備定期検査報告	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課設備担当	03-5388-3349
昇降機定期検査報告		
建築物の耐震診断・改修	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	03-5388-3362
アスベストに関する一般的な相談	東京都環境局環境改善部大気保全課大気規制担当	03-5388-3493
電気事業法	経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課	
高圧ガス	【特別区及び島しょ】 東京都環境局環境改善部環境保安課ガス冷凍担当	03-5388-3543
	【市町村】 東京都環境局多摩環境事務所管理課ガス冷凍担当	042-525-4772
貯水槽水道、飲用に供する井戸等の衛生管理	所在地を管轄する保健所	
浄化槽	東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課生活排水対策担当	03-5388-3583
水質汚濁防止法	東京都環境局自然環境部水環境課河川規制担当	03-5388-3494
下水の水質規制	【特別区】 東京都下水道局施設管理部排水設備課排水指導担当 (又は所在地を管轄する下水道事務所お客さまサービス課水質規制担当)	03-5320-6585
	【市町村】 市役所、町村役場の下水道担当課	
受動喫煙防止対策の措置等	東京都保健医療局保健政策部健康推進課事業調整担当	03-5320-4361
	所在地を管轄する保健所	
産業廃棄物、感染性廃棄物	東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当	03-5388-3586
一般廃棄物	区市町村の廃棄物・清掃主管課	
胞衣及び産汚物の処理	東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課指導担当	03-5320-4391
労働者派遣事業	厚生労働省東京労働局需給調整事業部	03-3452-1474
都障害者差別解消条例、障害者虐待防止	東京都福祉局障害者施策推進部企画課権利擁護担当	03-5320-4559
児童虐待の防止等	東京都福祉局子供・子育て支援部 家庭支援課児童相談所運営担当	03-5320-4127
ハラスメントの防止	東京労働局雇用環境・均等部指導課	03-3512-1611

病院管理の手引
令和7年3月発行

登録番号(6) 185

編集・発行 東京都保健医療局医療政策部医療安全課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-4432 (直通)

印刷所 社会福祉法人 東京コロニー
東京都大田福祉工場



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

